

第 5 1 3 回（定例）福崎町議会会議録

令和 6 年 3 月 1 9 日（火）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 6 年 3 月 1 9 日、第 5 1 3 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 3 名

1 番	石 川 治	8 番	小 林 博
2 番	竹 本 繁 夫	9 番	河 嶋 重一郎
4 番	大 塚 記美代	1 0 番	松 岡 秀 人
5 番	吉 高 平 記	1 1 番	城 谷 英 之
6 番	植 岡 茂 和	1 2 番	富 田 昭 市
7 番	宇 崎 壽 幸	1 3 番	三 輪 一 朝
		1 4 番	前 川 裕 量

○欠席議員 1 名

3 番 牛 尾 雅 一

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 三 木 雅 人 主 査 吉 田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾 崎 吉 晴	副 町 長	近 藤 博 之
教 育 長	高 橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福 永 聡
技 監	宇 都 善 和	会 計 管 理 者	尾 崎 俊 也
町参事兼住民生活課長	谷 岡 周 和	総 務 課 長	岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長	蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長	松 田 清 彦
地 域 振 興 課 長	成 田 邦 造	ほ け ん 年 金 課 長	西 村 由 紀 子
福 祉 課 長	小 幡 伸 一	農 林 振 興 課 長	吉 田 利 彦
ま ち づ く り 課 長	山 下 勝 功	上 下 水 道 課 長	橋 本 繁 樹
学 校 教 育 課 長	大 塚 謙 一	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅 佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第 1 号	6 番	植 岡 茂 和	（ 1 ） 都市計画道路について
第 2 号	4 番	大 塚 記美代	（ 1 ） いじめについて
			（ 2 ） 不登校対策について
			（ 3 ） 介護予防について
第 3 号	1 番	石 川 治	（ 1 ） 災害時避難所の空調設備の整備について
			（ 2 ） 中学校部活動における地域移行の進捗状況について

- | | | | |
|-----|----|------|---------------------|
| | | | (3) 満3歳児保育について |
| 第4号 | 5番 | 吉高平記 | (1) 小中学校の体育館の設備について |
| | | | (2) 防災・減災推進について |
| | | | (3) 自然観光資源の開発について |
| | | | (4) 農作物に対する獣害対策について |
| 第5号 | 2番 | 竹本繁夫 | (1) 土地改良区施設について |
| | | | (2) 学校施設の遊具について |
| | | | (3) 町消防団施設充実について |

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
 ただいまから本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は13名でございます。
 定足数に達しております。
 なお、本日の会議に牛尾議員から欠席届が出ておりますので報告しておきます。
 それでは、これより本日の日程に入ります。
 本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
 1番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
 質問の項目は
 1、都市計画道路について
 以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さんおはようございます。議席番号6番、植岡茂和です。議長の許可を得まして、通告を基本に一般質問をさせていただきます。

新年早々に、石川県能登地方で最大震度7の大地震が起こり、甚大な被害が発生しました。家屋の倒壊、火災、津波、地震の恐ろしさをまざまざと見せつけられました。1月1日という日でありました。新年を祝い、家族団らん、大事な人と過ごしていた時間を襲った地震です。

私は、家族で初詣に出かけるときに飛び込んできた地震速報でありました。福崎町にいた自分たち家族は無事にいれましたが、当たり前の生活が当たり前ではないことを思い知らされました。家族で初詣の際に、被災地の復興を皆で祈ったのを覚えております。

改めまして、本当に被災された皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたしております。

町民の方の安心・安全を守っていくことを考えていく上で、とても大事なことは、まちづくりです。このたびの質問では、まちづくりの中でも、毎回させていただいています都市計画道路について、質問させていただきます。

町道福崎駅田原線について、質問します。

前回の一般質問で、計画どおりの完了は難しいとの答弁を受けていましたが、改めて進捗状況をお聞かせください。

まちづくり課長 この町道福崎駅田原線の新設事業でございますが、この事業は福崎駅へのアクセス強化、こちらを目的に町道千束新町線と併せて令和3年度から事業着手を

しております。この計画では事業期間 5 年間ということで、令和 7 年度完了として事業を進めております。

事業といたしましては、令和 5 年度から本格的に用地買収を実施させていただいております。現在数名の方には契約を締結していただけるなど、ご協力をいただきながら推進しているところでございます。

一方、町道千束新町線でございますが、こちらは支障物件も非常に多くございまして、本格的な交渉につきましては、令和 6 年度からとなってしまうことから、先ほど議員が言われましたように、令和 7 年度末の完成、こちらについては厳しくなっているのかなというふうに考えております。現在のところ、令和 9 年度末の事業完成となってしまうのではないかとというのが率直な意見でございます。

この福崎駅田原線と千束新町線、これは同一の交差点を有する道路でありますことから、事業完成は同時期となってきます。このどちらの路線も完成し、供用開始することが、先ほど言いましたように福崎駅へのアクセス強化には不可欠であるというふうに考えておりますので、少しでも早い事業完了を目指して頑張っていきたいと考えております。

前回もありました契約の進捗状況でございますが、福崎駅田原線、こちらは契約予定者数が 25 名おられまして、今現在契約いただいている方は 13 名となっております。率にして 52% でございます。

一方、千束新町線では、契約予定者数は 15 名の方がおられまして、先ほどこちらにつきましては、現時点での契約いただいている方はございません。ちなみに対象の筆数でございますが、福崎駅田原線では、対象の筆数が 28 筆、これに対しまして、契約済みが 13 筆、率にして 46%。千束新町線では先ほど申しましたように、対象筆数は 13 筆でございますが、契約はゼロでございます。

植岡茂和議員 昨日も用地担当の方がずっと歩いて、契約に回られているんだろうなというのを見かけていましたが、そういうね、夕方遅い時間も頑張って、ずっと回ってくれよったって、その苦労があってこの 52% と、福崎駅田原線のほうは前進しているように感じます。

千束新町線のほうはまだ契約なしということですが、交渉がまだなのか、賛同がいただけないのかどのような要因であるのか、用地交渉に賛同していただけない場合の対応は考えているのか、ちょっと答弁をお願いします。

まちづくり課長 こちらの千束新町線の契約者数がゼロという件でございますが、千束新町線、先ほど申しましたように支障物件が多数ございます。令和 5 年度現在はこの支障物件の補償費、こちらの算定業務中でございます。それが完了した後からが本格的となりますので、本格的な交渉は令和 6 年度からになってこようかというふうに考えております。この令和 6 年度中には数名の方との契約締結、こちらを予定はしておりますが、ただ全員の方の賛同を得られている状況ではございません。今後も引き続き、そこの交渉は進めていきたいと思っております。

続きまして、用地買収に賛同いただけない場合の対応ということでございますが、どうしても事業へのご理解が得られないことによって用地の取得が困難となってきた場合には、何らかの対策でありますとか手段は講じていく必要はあろうかというふうには考えております。しかしながら、今の段階では、そういったことでなく、皆様にご協力とご理解が得られるように、丁寧に、また粘り強く説明をさせていただき、交渉を続けていき、契約をいただけるようにやっていきたいというのは思っているところでございます。

植岡茂和議員 何とかご理解いただけるように交渉を続けていただくことがやっぱ大事なんで

すが、本当に根気が要ることだとも思います。でも事業全体のことを考えたときにね、やっぱどっかでめどもつけることも必要だと考えるんです。その場合先ほど課長の答弁もちょっとありましたように、理解が得られず、予定用地の取得が困難となった場合に代替案等はあるのか、どのような案なのかいうことを少しお聞かせ願います。

まちづくり課長 この用地取得が困難になった場合には例えばその解決方法として考えられますのは、計画の変更、具体的には今現在計画してます道路法線の変更になってこようかと思います。あとは例えば用地が取得できるまで暫定的に工事を施工して対応していくなどが代替案として考えられると思います。

ただ、今現在の計画でございますが、こちら道路構造令などを法令を遵守しながら、利便性でありますとか安全性、こちらを考えて様々な面から検討し、決定した計画でございます。これを計画の変更を行うとなりますと、どうしてもそういった利便性や安全性に劣るものとなってくることが考えられます。

現時点で代替案、代替策について、この場で具体的にお示しするようなものはないんですが、今後、用地交渉の進捗を見ながらにはなりますが、そういったような対策、また手段について検討は行っていきたいと考えております。ただ、先ほども答弁しましたとおり、今の段階では皆様にご理解、ご協力いただいて、契約いただけますように丁寧に粘り強く説明なり交渉を続けていくことが大切であると考えております。

植岡茂和議員 本当に皆さん、事業に賛同していただいて進めていけることが一番いい形であるとは思っています。本当に先ほども言わせてもうたように、事業全体を考えた上にどっかで締めることも考えていただかないといけないので、完了がね、ケツを決めないで完了がやっぱり遅れていくっていうのは心配なところなんで、この質問をさせていただきました。

以前からもずっと何度も言わせていただいているように、地元要望の交差点協議について、お聞きします。

地元の方々の生活の安心・安全は本当に考えていただきたいことであって、公安委員会の判断基準、いつも答弁いただいているのは安全性を最優先というふうに言われていますが、地元の方の声も、道ができることを想定して、今の自分らの生活を考えて、こういうことが危ないんじゃないか、こういう不安があるんじゃないかっていうことを、地元の方としては安全性を訴えているんですね。こういうふうにしてほしいということ。それを今もずっと協議を続けていただいているんですけど、どういうふうに進んでいるのかということをお聞きしたいです。

まちづくり課長 この交差点協議でございますが、公安委員会との協議につきましては、まだ現在引き続き行っているところでございます。ただ、今現在具体的に進捗したというものはございません。12月議会においても答弁しました、今、議員も言っていただきましたように、公安委員会はどうしてもこの安全性を最優先で判断をしておられます。その一方、横断歩道は数を増やさないとといったような相反する面もあるわけではございますが、町としては、前回も答弁しましたように、一番使われますのが、日常生活として利用されてます地元の方々というのは、強く気持ちを持っておりながら引き続き公安委員会のほうには、これからも粘り強く、そういった協議は地元の要望に応じていけるような協議を行っていききたいというふうに思っております。

植岡茂和議員 本当に先ほども言ったように、地元の方の不安が逆に今少し大きくなっているのかなっていうふうには感じてるんですけど、やっぱりね、道ができた、不安に

なったっていうふうになってほしくないので、やっぱり地元の声を届けるということ、過去、過去の答弁でもいただいたように、オール福崎で協議を続けていきたいという答弁をもうたこともあるので、その点、またちょっと、オール福崎という形で何か頑張っていただけないのかというのを、ちょっと答弁お願いします。

まちづくり課長 前回答弁させていただいたときには、議員のほうからもお手伝いをしてあげるよといった温かい言葉もいただいております。先ほど言っていましたように、こういう重大な、大事なことでございますので、担当課だけではなく、様々な方面から粘り強く協議、要望については行っていきたいと思っております。

植岡茂和議員 ぜひ地元の声が届くように、最善を尽くしていただきたいと思います。

関連質問にちょっと入るんですけど、県道405号線甘地福崎線の予定、進捗状況を少しお聞かせください。

技 監 甘地福崎線につきましては、令和5年度に用地買収済みの一部区間、約80メートルにつきまして工事が完了しております。車が離合するときの待避所として有効利用されております。

用地契約が未了の地権者の方は4名おられますが、未買収地の大部分が寄附していただく協定を結んでいる企業が所有しておりますので、その企業との交渉を優先して行っております。

粘り強く企業との交渉を進めてきましたが、協定履行に向けた進展が望めないことから、今後は裁判所に調停を申し立てることも視野に入れて、事業推進に向けた調整を図っていききたいと思います。

植岡茂和議員 その進展がないというのは、もう相手がもうちょっとその気が薄れてきたということなんですか。

技 監 協定締結時と社会情勢も変わってきて、いろいろと物価高騰等、いろんな社会情勢の変化もしていることもありまして、企業の社外事情からなかなか協力することが難しいというような考えでございます。

植岡茂和議員 寄附していただけるという前提やった分、やっぱりちょっと協定書の内容もあるんですけど、それで先ほどちょっと答弁で気になったのが裁判という形も考えているということだったんですけど、その協定時では譲っていただけるということで協定を結んだんですね。

技 監 はい、そのとおりでございます。向こう、企業のほうとの寄附をいただく。いただいて、企業のほうにもメリットもあるというような考えがあったかと思えます。あとは福崎町の町の発展と、当然、駅へのアクセスというか、アクセスしやすい道路、それから交通安全、いろんなことも考えて福崎町の発展のためにという思いでのご厚意であったとは思っております。

植岡茂和議員 協定書にサインされたときは、町長がサイン一緒にされたということですか。

町 長 最初にですね、協定をしたのは私の前の町長やったとは思いますが、その後一部変更がございまして、それについては私の名前で引き続きですね、用地は提供していただくという覚書を締結させていただいております。

植岡茂和議員 それで、そういう協定書で、こういうふうに進めるという話をした上で今社会情勢上変わったと先方が言ってきたのは、町長は、いや、それは話が違うじゃないかというふうなふうには話は今、話にはなってるんですかね、そういう。

町 長 先方の企業さんとは協議をずっと担当のほうで進めていただいております。なかなか前に進んでいないという中でですね、実は去年の年末だったと思うんですが、私が先方の企業さんのほうに出向きまして、社長とお話をさせていただきました。先方がおっしゃるには、今、社会情勢も変わってきて、企業の状況も変わってきたという中で、無償提供というのはなかなか今のところ難しいんだとい

うお話を聞きながらですね、うちとしては、覚書はもう約束事だと、もう契約と一緒にじゃないんですかというようなことは申し上げさせていただきました。ですから、これを守ってほしいということをずっと言うてきたんですけども、今年に入ってもですね、状況は変わらないということでもありますので、町と企業さんと一対一で話をしてもですね、なかなか前に進まないということがございまして、第三者を交えてですね、調停委員さんを交えて、この覚書の在り方も含めてですね、一緒になって前に進めていく方法を考えていただいたらなというような思いでですね、今後は調停に向けて、その準備をさせていただいて、何とかこの事業を前に進めていきたいと、このように思っております。

植岡茂和議員　ぜひね、話が今以上にこじれることなく進むように願っているんですけど、ぜひそういう先方との話合いの場ではね、やっぱりこの道、この都市計画道路を完成した場合、どういうふうな町にしていく、どういうふうになっていくっていうことをね、町長の思いを強くぶつけていただいたら相手も納得していただけるのかなと思うんで、もう強い意志を持って、ぜひ話合いに臨んでほしいなと思います。

これに関する関連質問になるんですけど、甘地福崎線の駅前交差点、カワモトカメラさん前の横断歩道のことなんですけど、車で通行中、商店街側から駅に出る際、左側が建物の陰になって、横断歩道に車の先端がかからないと、左側が確認、歩行者確認できないということで、すごい危険な状況が何度か起きているということをね、すごく何件も相談を受けまして、以前からその死角を少しでもなくせるようにということで、商店街から出る右手側、カワモトカメラさん側に少し広い場所があるんですけど、そこにカーブミラーがあれば、確認が早くできて安全じゃないかというのをいろんな方から相談を受けてるんですけど、担当課に以前少しは相談させていただいたんですけど、その検討は進んでいるのか、答弁をお願いします。

住民生活課長　ご質問の県道甘地福崎線と県道田口福田線の交差点のカーブミラーですが、県との占用協議を行いまして、具体的な設置場所などについても併せて協議を行っているところでございます。占用の許可、また協議が調い次第ですね、設置していくこととしております。

南側の歩道からの歩行者が車から見えないということでございますので、カーブミラーを設置することで確認がしやすくなるのではないかというふうには思っております。

植岡茂和議員　ぜひ設置していただきたいです。本当に朝の通学のときはまだ広い側からこうね、みんな学校のほうへ向かって歩いているんで、まだ安全なんですけど、下校時間になると、陰から子どもさんが出てきはったり、ふだんの通行の方も出てくるんですけど、前まで出んと確認できない。いや、本当に通っていただいたら分かると思うんですけど、本当にすごい危険なことが何回か僕も目にしているんで、すごい声が多いことなんで、ぜひ解決してあげたいなというふうに思ったんで質問させていただきました。

これで僕の質問内容は終わりなんですけど、こういうふうに僕ら、前回の質問で言わせてもうたんですけど、住民の声を届けよう上で、もうできひん前提の答弁をいただくと、もうできないことなんだなって。だから、何ていうたらいいいんですかね、どうにかしてしようというふうな答弁をいつもいただきたいというふうに思っております。いや、もうこれは本当に強く思っていることであって、いや、それは僕らは大前提、何でも聞いたことは伝えます。それは理事者の方からしたら、いやそんなことは予算的に難しいぞとか、こういうふうなルールがあっ

て難しいんやという答弁はいただくんですけど、それで僕らも勉強させていただいて、住民の方にいや、今こういう状況やから難しいらしいわと、こういうルールがあるからそれはでけへんらしいぞということはお伝えするんですけど、それを最初っから、はなからできませんよという答弁をいただくんじゃないくて、きっちりその形に近づける、僕らが住民さんの不安を取り除けるという答弁をいただきたいというふうに、ぜひいたくながら思っています。この後もたくさんの方が質問されるので、ぜひそれも踏まえて答弁、よろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。

議長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

- 1、いじめについて
- 2、不登校対策について
- 3、介護予防について

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 4番、大塚記美代でございます。通告に従い、一般質問させていただきます。

先日は、福崎西中学校のすばらしい卒業式に参列させていただきました。感動いたしました。しかし、こんなすばらしい学校でも、集団で生活している限り学校にはいじめはあると認識していなければなりません。平成25年にいじめ防止対策推進法が制定され、福崎町では令和2年にいじめ防止対策推進条例が制定されました。学校でのいじめはますます複雑化し、大人の見えないところで広がっていると聞きます。

いじめを、道徳教育のような人ごととして捉えている限り、いじめはなくならないように思います。いじめは犯罪なんです。

子どもを犯罪に巻き込まないために、学校でのいじめ防止対策について質問させていただきます。まず、福崎町いじめ防止対策推進条例が制定された後、学校でのいじめの対策はどう変化したのでしょうか。

学校教育課長 従前から、いじめ防止対策推進法に基づきまして、学校では一貫して徹底しいじめ対策を行っておりまして、大きく変化するものではありませんが、町条例制定によりまして、その理念の共有がより一層確実なものになったと考えております。

また、毎年いじめ防止基本方針を出しまして、学校内で共通理解を図りながら、日々の生徒と担任とのやり取りをする生活の記録やいじめアンケートなどから、早期に生徒の変化を察知し、積極的にいじめを認知して、早期解決・未然防止及び事後指導の徹底に努めております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。

いじめ防止対策についての児童や生徒の自主的な活動はあるのでしょうか。

学校教育課長 小学校では、人権作文等にいじめ問題を取り上げまして、自分の意見を述べる児童はおります。中学校では、生徒会が主体となって、ネットモラルルールを作成し、近年顕著になってきているSNSによる誹謗中傷やプライバシーの侵害をなくしていく取組を行っております。

また、同じ学年内だけでなく、他学年の生徒との人間関係を良好にしていくために、縦割りでの交流活動、例えば新入生歓迎の球技大会、体育大会での連合対抗プログラムなどを行いまして、学校全体が一丸となって、友好的な関係を築けるように取り組んでおります。

大塚記美代議員 ありがとうございます。いろいろ対策をしていただいて。

もう少し具体的にお聞きしたいのですが、先ほど生活の記録とかいじめアンケートとかいうご回答でしたけれども、これは学期ごとのように、前に聞いたように思うんですけど、学校で具体的に授業でどのような教育が行われているのか、また学校全体で行われていること、先ほど人権作文とか生徒会でのつていうようなことがございましたが、先生方が各クラスで行っている授業はどのようなものか、ちょっと具体的に教えていただけたらと思います。

学校教育課長 いじめを取り上げた授業では、いじめはなぜいけないのかを自分事として考え、議論することを通して、いじめがけんかや意見の対立とは違うものであることを子どもたちにしっかり認識していただいて、いじめられる側にも問題があるという誤った考え方を乗り越えられるようにすることを狙いに授業を構成しております。

また各クラスでは、担任が生徒の生活の記録や教育相談を通じまして生徒の状況を確認し、学校全体で行ういじめアンケートなどを通じて把握した配慮していくべき児童生徒の情報を、校内支援委員会や子供を語る会で、教職員間で共有し、対応しております。

大塚記美代議員 各クラスへのいじめについてのクラス会議はどのような頻度で行われていますか。今の感じでしたら、何か学期ごとのような感じを受けましたので、これがですね、クラス会議が毎日のようにいじめの議題が上がってくれば、人権意識が浸透していくのではないかと思います。それでまた教師の人権意識も何気なく言っていることがかなり人権問題があるようなこともあるかと思しますので、教師の人権意識の向上にも役立つと思いますが、クラスでいじめについての会議はどのような頻度で行われているのでしょうか。

学校教育課長 小学校におきましては、定期的な会議等はしておりませんが、いわゆる日々ですね、いじめにつながるおそれがある課題については、教師の指導だけではなく、クラス全体で考える機会を持つようにしております。

中学校では、毎日の終わりのホームルームにおきまして、それぞれの生徒が、その日1日の生活を振り返る時間を取っております。その中で何か課題が出てきた場合は、学級担任がコーディネートをして対応していくようにしております。また、先ほども申しましたが、毎日担任が生徒の生活の記録を確認する中で、気になったことについても適宜対応していくという体制になっております。

大塚記美代議員 いじめについての授業とかクラス会議とかが、それぞれの担任に任されていると思うんですけど、担任だけに任せているだけでいいのかちょっと心配になってきますけど、それについてはどうでしょうか。

学校教育課長 学年の教師全体で授業の計画・立案をしたり、主担任だけでなく、副担任も道徳の授業を交代で行うことで、いわゆる担任だけではなく、職員全員で取り組んでおります。

大塚記美代議員 いじめは先ほども犯罪だと申しあげましたけれども、いじめについての法律的なことは教えているのでしょうか。14歳未満は法律に触れないというようなこともありますけれども、この法律的なことは教えていますか。

学校教育課長 いわゆる法律的なこと、またいじめは犯罪であることにつきましては、学年に応じた段階的に指導をしております。

大塚記美代議員 学校に弁護士や警察官が来て授業をしたことはあるのでしょうか。

学校教育課長 児童生徒向けに、弁護士・警察官が学校で授業をしたことはありませんが、教職員向けに研修はしております。

大塚記美代議員 では教職員のいじめ防止についての研修についてお聞きします。どのような頻度でどのように行われていますか。全員に行われていますか。

学校教育課長 各年度の当初に、各学校ごとにいじめ防止基本方針を見直しと、職員間での周知徹底を行っております。

また、教師がいじめ問題に関係する研修を受講した場合には、その受講内容を他の教員にも研修を行うなど、共通理解を深めております。

大塚記美代議員 今までにもいろいろ問題があったかどうか分からないんですけど、弁護士や警察とは学校はどのように連携しているのでしょうか。

学校教育課長 学校が直接に弁護士や警察と連携はしておりません。弁護士と連携する必要がある、町の教育委員会経由でのやり取りになると思いますし、警察との連携につきましては、重大ないじめ事案などの場合に行うことになっております。

大塚記美代議員 次に、地域住民や保護者に対してのいじめの理解を深めるということが必要なのではないかと思いますけども、地域住民や保護者に対して、いじめについての研修などは実施されたのでしょうか。

学校教育課長 保護者の方に対しましては、毎年、人権教育講演会等を実施しております。また、学校だよりや学年通信などでも、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の取組について、理解を求める内容を発信しております。

大塚記美代議員 不登校の原因の約3割がいじめであるというような報告を聞いたことがありますが、これについてどのように考えていますか。

学校教育課長 令和5年10月に文部科学省が発表しました令和4年度児童生徒の問題行動・不登校調査では、不登校の理由がいじめという小中学生の割合は全体の0.2%であったことから、3割がいじめという捉え方については、若干違和感がございます。

不登校の原因は、学業不振、心理的要因、体調不良、行き渋り、ゲーム依存から来るものなど多岐にわたっているため、その対応も様々であり、原因が明確でない生徒や、その原因が一つに絞り切れない生徒もいることから、即効性のある対応は難しく、校内・校外での連携体制を構築しまして、多面的な対応を継続していかなばならないと考えております。

大塚記美代議員 不登校になった人の後からの手記などを読むことがありますが、その不登校になった当時は、自分がなぜ不登校になったか分からないと言われます。後で考えてみれば、先ほど課長が言われたように、複合的な原因があるんですが、その中にいじめもあったという手記を多く読みます。多分、いじめのアンケートとかも、いじめられたっていうのはかなり自分のプライドが傷つくようなことですので、言わないんですね。先生にも親にもまず言わない。分かりにくいですけど、それを踏まえていじめっていうのはかなり子どもの心の傷になるっていうことを、あと将来的に大きく影響を残すっていうことです。私は精神障がいの方と多く接していますが、ほとんどの方にいじめの体験があったっていうふうに聞いていますので、それが精神疾患に影響したかどうかまでは分からないんですけども、かなり心に傷を残すことは確かです。いじめられたことをもう思い出したくないっていうふうに言われるので、それはもう何か記憶から抹殺してるようなこともあると思いますので、文部科学省の発表を鵜呑みにするのはちょっとどうかなと思いますので、いじめはあるものと前提して対策を取っていかなければいけないと思います。

次に、最近触法少年にインタビューを、何人ものね、触法少年にインタビューをした映画を見たんですけども、この方たちにもいじめの被害、またはいじめの加害があったっていうふうな事実がありました。これに対してもその後のですね、人生の中で犯罪に巻き込まれていくっていうようなことですので、かなり学校でのいじめの影響は大きいと思いますけれども、これについてどのようにお考えで

すか。

学校教育課長 いじめは児童生徒の将来にまで影響のある重大な事案であると考えております。特に中学生は多感な時期であり、いじめの加害・被害により心に負った傷は、その生徒の将来の生き方や物の考え方にも多大な影響を与えるように思われます。

そのためには、学校教育におきましては、いじめは絶対に許さないという姿勢を貫き、いじめの加害・被害が生じることがないように、児童生徒への指導を徹底させていく必要があると考えております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。いじめの被害者・加害者についてはかなり注力が向けられると思うんですけど、実はそれ以外の多くの傍観者っていう人がいるんですね。傍観者はどんな思いで、先生方はいじめについてあんまり分かんないんですけど、生徒は多分いじめの事実を知ってます。見てるんですけど、なかなか何も言えないんですね。言うたら自分がまたいじめのターゲットになる可能性もありますし、また、自分がいじめの被害者にならないために、あえて加害者になるっていうこともあるし、そういうことですので、傍観者の心理っていうのはすごく複雑で、対応も大変なんですけれども、いじめの事実があってから対策をするよりも、その傍観者に向けた対策っていうのが大事だっていうふうに最近は言われています。傍観者に対する対策っていうことは、どのように考えておられますでしょうか。

学校教育課長 いじめの被害者のみならず、傍観者も含めて、心の不調など、児童生徒の小さなサインを見逃さないように、養護教諭やスクールカウンセラーと連携して心のケアにも努めております。いじめや差別については、するか、されるかのどちらかであり、傍観者も加害者である指導をしています。

心のケアという部分では、個々に養護教諭やスクールカウンセラー等によるカウンセリングで対応しておりますし、また、ストレスに対応できる力を培うために、スクールカウンセラーとも連携して心の教育を学年に応じて段階的に行っております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。傍観者も加害者っていうよりは、傍観者は見ていたのに何もできなかったっていう、何かすごい心に傷を長く負ってるような手記も聞いたことがありますので、本当に未然に防ぐ対策っていうのはこれからとても、それで日々、毎日のように行っていく必要があると思います。

ただですね、その対策を教師とか担任とか、養護教諭も学校に1人ですし、なかなか子ども一人一人を状況観察していくことはとても難しいし、大変だし、できないと思うんですね。先生の負担がもうますます大きくなっていくので、先生の負担を減らし、また日々、毎日子どもの健康チェックをする、それぞれ子どもに持って帰ってもらってるようなものがありますので、そこに「こころとからだの連絡帳ダイケン」というアプリがあって、毎日それに子どもの今日の気分とか、実際どういうものかちょっと分かんないんですけどチェックするようになっていて、この子がちょっと心配やなっているのは、全教員が把握できるようなシステムだそうですが、どれぐらい費用がかかるか分かんないんですけど、先生方の負担を減らし、子どもの心の健康も含めて観察を毎日チェックするのには有効な手段ではないかなと思いますけれども、これの導入についてはどのように考えられますか。

学校教育課長 システムの導入ということでございますけれども、小学生につきましては、その発達段階によってはタブレットを操作させるよりも、毎日接している担任教師の対面による観察や声かけ、聞き取りのほうの方が早く不調をキャッチすることができるとも多々あります。また中学校では、担任が毎日生活の記録で、生徒たち

との言葉のやり取りをする中で、個々の悩みや心身の健康状態の確認を行っております。

また、生徒の内面を理解するため、Q-Uテストというのを年2回実施しております。そのようなことから、その対策を進めまして、新たなアプリ導入の必要はないように考えております。

大塚記美代議員 いろいろ対策を取っていただいたらいいと思いますが、何分教師の負担が大きいので、教師が余裕がないとやっぱり生徒の変化にも気づきにくいし、生徒がちょっと先生聞いてきたときに、ちょっと後で聞くみたいなのに対応にならないように、子どもはもうそのときのタイミングを逃すと、もう二度と口利いてくれない、これは家庭でもそうなんですけど、かなり厳しい状況ではあるので、教師の負担を、その子どもに注意を向けれるようにするために、ほかでの何か教師の負担を減らす対策を取る必要があるのではないかと思いますけども、これについてはまた次の機会にお尋ねします。

次に、不登校対策についてお尋ねします。

原因は複雑、いろいろあるんですけど、先ほどもゲームを夜中にしたから不登校になるというような話もありましたけど、実はそうではなくて、ゲームをせざるを得ないようなつらい状況があって、ゲームの中でだけコミュニケーションが取れると。なのでそこにのめり込んでしまった結果、朝起きられない。朝ってというのはほかの人が活動的にしていることで、そこでかなり自分が苦しい状況になっている状況なんですね。そういうつらい状況を少しでも紛らわすのがゲームだということで、ゲームを自分を守る手段にしているわけで、一概にね、それを取り上げるのはちょっと考えものだというようなことなんですけど、不登校について最近いろいろなことが分かったり、いろいろ話し合われたりしていますのですけれど、とにかくそういう状況でとてもつらい、学校に行くということがとてもつらい状況なんですね。それがぎりぎり何とかしんどいけど行って、ある日突然ぶつと糸が切れたようになって、不登校になってしまうという状況ですので、これはしばらくその傷が回復するまで、自宅に引き籠もったりする必要があります。その回復を待つ必要があるので、その間はいろいろ学校の登校刺激とかはできるだけ避けるということが大事なんですけど、そうこうしているうちに子どもの回復力というのはすばらしいので、だんだんと回復してきます。それで、自分から学習について気持ちが動いてくる時期があります。そのような時期のタイミングを、大事なんですけれども、そのような時期の学習支援についてお尋ねします。

のぞみ学級のことは先日質問しましたが、それ以外にですね、のぞみ学級での学習支援は分かったんですが、保健室登校などしている生徒も多いのでしょうか。それについての学習支援はどのようになっていますか。

学校教育課長 不登校の児童生徒は、学校のような一律講義形式で行うのではなく、児童生徒それぞれに応じた自主学習の形態によりまして、学習支援を行っております。

校内にあります適応指導教室で、自身の学力に合わせてタブレットを使って自主学習を進める生徒もおります。

また不登校により欠席をした子どものうち、希望する子どもさんに対しては、タブレットによる授業参加も行っておりましてございます。

大塚記美代議員 タブレットの授業は繰り返し見ることができるんですか。

学校教育課長 録画してっていう形ではなくって、ライブをおうちで見るという形になっております。

大塚記美代議員 そのライブっていうのがなかなか難しいのではないかと思いますけど、ライブ

もちろん大事かと思いますが、不登校になった原因が例えば発達障がいとかそういうことも多いのではないかと思いますので、それで1回の授業でなかなか理解が難しい場合、繰り返し聞ければ理解が進むのではないかと思いますのですが、通信高校とかそういう学校では、私学ですけど、リモート授業を繰り返し何回も聞くことができ、最終的に試験を受けるというような対策を取っているところがもうかなり増えています。不登校だった生徒が、そのような高校とかに進学する例も多く見受けられていますが、そのタブレットをリアルタイムだけでなく、繰り返し見れるようにはできないのでしょうか。

学校教育課長 その面に関しましては、まずハード的な面の検証と授業を録画して、繰り返し放送できるようにするという、先生の負担感なども考慮しまして、多面的に考えてはいきたいと思います。

大塚記美代議員 いろいろハードルがあると思いますが、せっかく録画しているのでしたら、有効に使っていただいて、先生の負担も減るように思うんですけどいかがでしょうか。タブレットは不登校の生徒と先生との直接のやり取りとかにも使っているのでしょうか。

学校教育課長 タブレットを持って帰っていただきましてですね、コミュニケーションを取ったり、行事前の呼びかけや連絡事項の伝達をしたり、課題のやり取りを行ったりしております。またタブレットというICT以外におきましても、課題のプリント等を持参いたしまして、幾らかできそうな問題を一緒にやったり、学習したものを預かって、各教科担当教師に添削をしてもらったりというような対応もしております。

大塚記美代議員 それはタブレットでなくて、直接担任が家に行ってってということですか。はい、分かりました。先生が家に来られるのが嫌な場合もあるんでね、そこら辺ちょっと保護者との先生、教師との関係性っていうのも大切になるかなと思います。まず、不登校になれば家にいる時間が多くなって、もしそのときに保護者、家族の対応がやっぱり、学校は行くべきもの、不登校というのは怠けているんだっていうような対応をされますと、ますます状況が長引いたり悪化したりすると思いますが、それで家族も、多分本人もかなり焦ってるんですけど家族もさらに焦っています。そのような家族のストレスが子どもにまた悪影響を与えると考えますが、家族への支援についてはどのように行っていますか。

学校教育課長 学校は学校復帰を今一番とはしておりません。居場所づくりという多面的な、その生徒さんに対応していくというスタンスにありますので、その辺はちょっと学校へ来なさいという一点張りではございません。

家庭への支援ということで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの関わりによりまして、不登校生徒本人のみならず、保護者の心も癒やし、ストレスを解消できるような取組を行っております。あわせて、月に1回、心を開く親の会を開催しまして、家族への支援にも努めております。

さらに必要に応じまして、保健センターで実施している家庭自立支援相談等につなげることで、教育と福祉の連携により対応している例もございます。

大塚記美代議員 ありがとうございます。スクールカウンセラーとお話してすごくいい状況になった保護者もいるとは思いますが、また不登校の生徒の親同士が、やっぱり同じ立場の人が話し合うことによって落ち着いていくっていうようなこともすごくあるんですが、その月1回行われている不登校の親の会は、何人ぐらい参加されますか。

学校教育課長 心を開く親の会は、いわゆる学校経験者のベテランの先生が、不安を抱える保護者さんとマンツーマンに近い形の予約制による対面、予約って当日も可能なん

ですけど、そういう形で行っております。

保護者間の連携というのは、自主的に保護者同士でつながられて、いろんなお話をされたりというのは聞いております。

大塚記美代議員 私が最近知った親の会ですけども、福崎町で個人が私財を投じて建物を建てたという人がいます。毎月第４日曜日にそこで親の会を開催して、そこで親同士がどのような親の対応がいいんだろうとか、そういうようなもののようにして回復っていうかね、していくのかってというような勉強会をしたりしていますし、やっぱり同じ立場だからこそ話できる、やっぱり全然不登校でない親と話しても全然分かってもらえないですね。分かり合える、それで心が落ち着いて安心して子どもを家で見られている、対応に変化していくということがあります。ので、その紹介とかも、もししていただけたらと思います。子どもが学校を卒業するような年齢になったその後もいろいろ影響はありますのでね、大学行ったとしてもまたひきこもりになったりとか長くね、紆余曲折がありますので、長くそういう親同士が支える会があるといいと思います。

先ほど不登校の居場所という話が出ましたが、いろいろな様々な状況がありますので、選択肢がいろいろあるといいと思うんですね。児童館があれば、そこに日中もし家にいづらいいかということがあれば行って、そこで不登校友達とかね、そういうのもできる可能性もあるんですけど、福崎町にはないので、不登校児の居場所対策についてお尋ねしたいんですが、福祉課が行っている、てくてくって子どもを対象にした行事がありますが、それは年に５回程度、農作業とか行っていてかなり人気が高いのです。しかし、年５回ではちょっと寂しいかなと思います。毎日でなくても週１回程度、加西市とかでは、どこでやってんのかな、公民館とかの一室とかでされているのかと思いますけど、福崎町には図書館もありますし、あと文化センターの一室とか、そういう場所で子どもが自由に遊べる、自由にとってもこの曜日のこの時間開けていてそこに理解のある支援者の大人がいれば安心できる不登校児の居場所っていうのになるのではないかと思います、そのような場所についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 学校教育課では、令和５年度から福崎町教育支援センター「のぞみ教室」をサルビア会館で毎週火曜日と木曜日の午後、週２回開催しております。不登校指導員が児童生徒を支援することはもちろんのこと、保護者さんの相談にも対応しているということで、この対応を継続したいと考えております。

大塚記美代議員 いろんな選択肢があるのがいいっていうふうに申し上げましたので、のぞみ教室ももちろん一つの選択ですけど、この不登校が増えているっていう現状を踏まえていただいて、ほかに居場所的な遊べる場所が必要じゃないかと、提案しましたので、また引き続きご検討いただけたらと思います。

最後に介護予防の対応の。

議長 質問の途中ですが、しばらく休憩したいと思います。
再開を１０時５０分といたします。

◇

休憩 午前１０時３４分

再開 午前１０時４９分

◇

議長 会議を再開いたします。

大塚記美代議員 介護予防策についてお尋ねします。

高齢化が進み、要介護の人が増えていき、ますます介護保険料が上がっています。介護保険料を取り返そうと思って、要介護になってうれしい人は誰もいませ

ん。自己負担が1割負担だとしても、かなりの出費になりますし、さらに自己負担が2割になるのではないかとといううわさも聞きます。さらに介護人材の不足も叫ばれ、要介護者は施設に集約されるのではないかとという不安もあります。今のところ、高齢者のお先真っ暗です。

福崎町の高齢者は、ほとんどの方は持家に住んでいると思います。そこで、住み慣れた自宅で死ぬまで自由に自分の思う人生を全うしたいという人の希望がかなえられたら、高齢化社会も楽しいものになっていくのではないのでしょうか。ほとんどの方は、介護生活はなるべく短くしたいと考えています。

そこで要介護の人数を増やさない健康寿命を死ぬ直前まで延ばすっていう対策は何があるのでしょうか。

福祉課長 要介護者等について、介護が必要になった主な原因について見ると、認知症が18.1%と最も多く、次いで脳血管疾患（脳卒中）15%、高齢による衰弱13.3%、骨折・転倒13.0%となっています。

人間の骨や筋肉の量と質は加齢によって徐々に低下していきます。そこに運動不足や栄養不足が加わると、よりその低下速度や骨量、筋肉量の減少が加速していきます。運動不足で肥満になると、関節にかかる負担が増大します。また、反対に食事の量が減って痩せ過ぎても骨がもろくなったり、筋肉が弱くなったりするために、転倒し骨折しやすくなり、その結果、寝たきりの要介護状態になる可能性が高まります。

地域包括支援センターでは、介護予防事業として、地域でのふくろう体操を積極的に推進しており、日常的に運動を行うことが大事だと考えています。また令和4年度からは高齢者のフレイル予防事業として、健康長生き事業で栄養指導なども行っています。

それらに加えて、脳血管疾患の対策としては、中高年からの生活習慣病対策なども重要と考えています。

大塚記美代議員 いろいろ対策は取っておられますが、ふくろう体操に至っては多分高齢者の1割ぐらいが参加しているので、それ以上ちょっと伸び悩んでいるように思います。

健康づくり対策も介護予防対策も、行政からのトップダウンだけでは効果があまりなかったということがこれまでの経験で分かっていると思います。介護予防計画は、地域住民の参加っていうのが不可欠ではないのでしょうか。私もその計画に参加した者ですけども、実際の高齢者の声っていうのは聞けなかったように思います。それでゴールドサルビアプランなど、一生懸命計画をつくっているんですけども、どれだけの高齢者がそれを目にしているのでしょうか。

やはり高齢者の計画は、高齢者自らが真剣に考え、これからどうしていきたいのかっていうのを話し合う場が必要なのではないかと思います。

各地区では今我がごと会議がどんどん進んでいるようですけども、主に防災や避難訓練のことが多いように思います。もっと身近な、高齢になったらどうするのか、自分たちができる介護予防は何があるのかっていうのを考え、行動に移し、実践していくというそういう場所、話し合いの場が必要ではないかと思うのです。それこそが住民参加のまちづくり、地域づくりと言えるのではないのでしょうか。行政としては、この仕掛けをどうつくっていくかっていうのが行政の仕事ではないかと思うのですが、これについてはどのように考えられますか。

福祉課長 高齢化の進行、それから生産年齢人口の減少により、高齢になっても支えられる側だけではなく、支える立場にもなっていただきたいと思います。高齢になっても地域のいろいろな場、老人クラブや地区の役員、福祉に関わる委員な

どに携わっていただくことが住民参加で高齢者の問題を考えることにつながるのではないのでしょうか。

地域包括支援センターでは、生活支援体制整備事業を実施しており、生活支援コーディネーター1名を配置し、町内の他職種間、他団体間（老人クラブ、社会福祉協議会、シルバー人材センター、商工会、J A、民生委員、大学）で、地域でできる高齢者対策を話し合っており、地域資源掘り起こしや課題解決、そしてネットワーク構築などの強化を進めています。

そこから次々と様々な場所に話し合いのきっかけや問題に対する解決などを考えることなどがつながっていけばと考えています。それが地域の助け合いや介護予防活動につながると考えています。

質問議員さんのように、高齢化問題を常に考え、そのことを身近な人に話をしてもらうことが、地域の課題解決にもつながっていくと思っております。

大塚記美代議員 その今おっしゃられた地域ネットワークですか、その会議は今始まったばかりということで、実際には何か動きはあるのでしょうか。

福祉課長 生活支援協議体という会議を持つということで、年2回、そのネットワークの会議をしています。

大塚記美代議員 その会議が地域住民に何か働きかけていくということでしたが、まだその動きはないのでしょうか、何かあるのでしょうか。

福祉課長 直接的な個別の問題に対応する会議ではなく、その地域全体の資源の掘り起こしとかですね、どういったことができるだろうかっていうのを話し合う場ですので、直接的にまだ新たな動きの施策に結びついているというところはないかとは思っております。

大塚記美代議員 どんな話し合いが行われたか、もし覚えてる範囲でよいのでお聞かせ願えますか。

福祉課長 先ほども申しましたけれども、地域の課題をですね、いろんな役割の方、シルバー人材センター、商工会、J Aさんとか来られて、何ができるか、例えばお一人暮らしの高齢者の方でごみ出しが困っておるとかっていう場合にですね、ヘルパーさんが来ていただける時間がそれに合わないとかっていうときに、地域の方々に助け合いができるかとかそういったことをですね、様々な立場から話し合っていく、そういった会議でございます。

大塚記美代議員 いろいろなところで話し合って行動に移していただいているんですけど、先ほど言われてたような高齢者が高齢者を支えるという観点ですけど、老人会の役員の成り手もなかなかいないとか、民生委員とか成り手がなかなかいないとか、ボランティアの成り手もなかなか進んでいかないような状況が、それをしたいと思ってる人は今既にやっていらっしゃると思うんですね。今アンケートでもそういうボランティア活動をしたい気持ちはあるけど、なかなか体がついていないんだっていう人が大半だろうと思うんです。そういう人たちで、まだ介護状態じゃないけれど人の世話まではまだようせんというような方たちにちょっとターゲット向けて、どのような行動ができるのかっていうのを考えていく必要があるのかなと思いますが、その一つとしてですね、まだまだ認知症の介護状態にある方のトップが認知症って言われていましたけれども、今回の予算で見ても認知症の対策の予算は横ばいのように思いました。今のところ認知症になれば、軽度の方はご家族が見ておられるような状況ですけど、行く行くは施設か病院かっていうようなことになっていると思います。認知症の方をおうちで見ておられるご家族の負担っていうのはすごく大きくて、なかなかそれを話できる人がいないで、家族を支える支援対策、体制もあんまりないというような状況で、ここですけど、

今年認知症サポーターもどんどん増やしていこうという対策ではあるのですが、その認知症サポーターの人が活躍する場所もあんまり今んところないと思うんです。私も実際認知症サポーターの研修を受けましたけれども、実際何の活動もしていません。

ここで一つ提案ですが、認知症の人とその家族ですね、家族も当然高齢者がほとんどやと思います。それと認知症サポーターの方を月に1回か2か月に1回でもいいんですけど、町のバスを出して送迎して、体育館や保健センターで体操をして、その後、文珠荘やもちむぎのやかた、それからほかの喫茶店などで会食をして、認知症の方同士がおしゃべりしたり、家族が日頃のストレスを解消したりってような機会を計画するっていうのはいかがでしょうか。

福祉課長 65歳以上の認知症患者数は、2025年には675万人と、5.4人に1人程度が認知症になると予測されています。福崎町の65歳以上の第1号被保険者は、令和6年度で5,501人ですので、認知症患者数は町内に1,018人ほどおられる試算になります。

増え続ける認知症の方々に対する正確な理解者を増やすため、地域包括支援センターでは、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。町で見かけた認知症の方に正確に対応できることや、また認知症の方に対する偏見などをなくするためです。

認知症になっても地域で暮らし続けることができるようにするためには、そういった周囲の理解が一番必要なものではないでしょうか。

ご提案いただいている町バスを出してのイベントについてですが、イベントの趣旨が交流を目的とするものであるのならば、現在では町内2か所で実施している認知症カフェにおいて、体操を行ったり、飲食を共にすることで交流の場を設けることができていると考えております。

大塚記美代議員 高齢者同士の夫婦の場合、車にも乗れないっていう事実が結構多いと思います。認知症カフェに行くにも、近所の人はいいんですけど、なかなか車に乗れない、送迎が必要だっていうことで、利用者がどれだけいるのかっていう、昨年聞いたところ、数人ということでしたから、いる認知症のうちの数名、の対策です、それはね。やっぱりそこだけでなくいろんな選択肢があるといいと思います。地域のそういう認知症カフェは、やっぱり知ってる人がいると行きにくいとかいうような場合もありますのでね。高齢者はやっぱり送迎が必要やっていうことをもうちょっと認識していただけたらと思います。

それから9月に認知症週間ですかね、新たに認知症基本法ができて、制定されたと思うんですけど、ぜひイベントを通じて、理解を示していったり、やっぱり認知症の本人が出かけていく場所っていうのを提供するのがとても大切なので、家族と認知症の人だけ孤立するっていうことがますます悪化させる原因ですのでね、ちょっとこれから認知症基本法もできましたし、対策を講じていただけたらと思います。

本日はありがとうございました。これで、以上で質問を終わります。

議長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、石川治議員であります。

質問の項目は

- 1、災害時避難所の空調設備の整備について
- 2、中学校部活動における地域移行の進捗状況について
- 3、満3歳児保育について

以上、石川議員。

石川 治議員 議席番号 1 番、石川治でございます。早速ですが、議長の許可をいただき、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。何とぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告書の第 1 に入らせていただきます。災害時避難所の空調設備の整備についてであります。

あつてはならないことではありますが、今年の元旦に能登半島地震が起こってしまいました。山崎断層の真上に位置する福崎町においても、このような震災がいつ起こるか分かりません。過去、昭和 59 年 5 月 30 日に一度動いており、山崎断層帯における地震の確率は、今後 30 年以内に約 5 % 以下とされており、震度も 5 強から 6 弱の予想とされています。

災害時における一時的な指定避難場所として、体育館をはじめとする町有施設 18 施設及び財産区会館それに各地区公民館 37 か所の計 56 か所とされております。このうち、避難場所に空調設備の整備されている施設としては何か所になるのでしょうか。

住民生活課長 避難所の空調設備の整備状況ですが、福崎財産区を含めまして公共施設関係の避難所につきましては、19 か所のうち 11 か所に空調設備がございます。それから各地区公民館につきましては、全ての公民館で空調の設備は設置をされております。

石川 治議員 町有施設でありますこの指定避難所としての町内の小中学校や町の体育館というところも現在指定をされているところではありますけれども、先ほど言われました 19 か所のうちの 11 か所に整備がありますけれども、この体育館で見ましたら、いずれの体育館にも空調設備は全く整っておりません。さきの東日本大震災においても、このたびの能登半島地震においても、テレビを見ますと避難された方々が体育館に段ボールベッドを置いて、テレビなどのインタビューを受けておられましたが、暖房設備も不完全な中で皆さん寒そうに震えておられたお姿が気の毒で、それがすごく印象に残りました。これを見ますと、福崎町においても、一朝有事の際への備えとして、指定避難所となっている体育館などへの空調設備の整備について求めます。

体育館の設備整備については、本来は教育委員会、高橋教育長にもお考えを求めるのが筋かもしれませんが、今この指定避難所ということからすると、教育委員会ではなく、町としての取組と思われますので、住民生活課とか総務課のお考えを求めたいと思いますがいかがでしょう。

副 町 長 ご質問の趣旨は防災の観点でありますけれども、そもそも公共施設ですからそれぞれの行政目的がございます。そちらのほうで本来考えるべきかと思っておりますので、学校教育課から答弁させていただきます。

学校教育課長 小中学校の体育館空調設備についてであります。熱中症対策など、児童生徒及び教職員の体調管理に配慮することは重要であり、児童生徒が体育の授業や部活動で使用するほか、災害発生時において避難所として利用される施設ですので、空調設備の必要性につきましては認識をしております。

教育委員会では、体育館の空調設備の様々な整備手法や、設置済みの近隣市町の空調設備設置事例を参考に導入方法の検討を行っているところであります。各種補助事業の活用につきましても、文部科学省の交付金事業や総務省の緊急防災・減災事業債の活用など、財政部局と検討したいと考えております。

それらを踏まえまして、令和 6 年度に計画の一部見直しを予定しております学校施設等長寿命化計画の中で、検討していきたいと考えております。

石川 治議員 指定避難所となるこの体育館の空調についてですけれども、これから長寿命化

を基に考えていくということを今ご答弁をいただきました。

それでご検討を今後いただく上についてですが、震災等でライフラインが止まったときのことを考えることが第一となってきますので、検討の中ではこの動力については、電気ではなく、プロパンガスを考えなければならないと思いますが、その点についてはいかがご検討をされているのでしょうか。

学校教育課長 その空調設備の駆動につきましても、今後検討の中には入ってきますが、他市町の設置事例を見ましても、災害時において、電気よりもガスのほうが有用であるというところから、ガスを設置しているところも多く見られますので、そのような視点を持ちながら検討してまいりたいと考えております。

石川 治議員 ありがとうございます。今後できる限り早い時期に、本件につきましてご検討いただきますようよろしくお願いをいたします。

次に、通告書の第2に移らせていただきます。中学校部活動における地域移行の進捗状況についてであります。

去年4月の教育委員会の定例会議におきまして、教育長は、中学校部活動の地域移行については、地域協議会の立ち上げを検討していますと言われておりました。令和7年度末までに地域移行することだけが決まっており、中身が決まっていないため、県内各市町とも非常に困っていますとのことでした。

次に、5月の定例会議において、地域移行に関してはいろいろな部分で危惧しているところがあります。例えば野球では、外部のクラブがたくさんありますし、バレーボールも外部のクラブができています。そのような中で現在、部員数がぎりぎりの部活動が維持できるのか、競技によっては指導をしていただける方を見つけるのが難しいところがあるのではないかと。地域移行がなかなか進まずに困っているのは、一番に指導者の問題かと思えますというふうな記載がありました。

この4月・5月の教育委員会の定例会議以降、特にこの件に関しての報告が上がっておりませんが、中学校部活動地域移行についての検討委員会というのは、実際のところ、現在設置されているのでしょうか。その委員会の設置にあたり、メンバー及びその実施回数は現在どのようになっているのでしょうか。進捗状況についてお尋ねをいたします。

学校教育課長 学校部活動の地域移行ということで、令和4年12月に示されました学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインでは、公立中学校などの休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めるとし、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と位置づけてありますが、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしております。

部活動に関する方法には、今申し上げましたように二つありまして、一つが地域連携、もう一つが地域移行であります。

地域連携とは、部活動指導員などの地域人材を活用することによりまして、あくまで学校で運営・実施しつつも、生徒の活動機会を確保するものであります。

二つ目が、よく聞かれる地域移行で、地域の多様な主体が運営・実施する地域クラブ活動によって、部活動を代替するものであります。

令和5年度教育委員会では、地域協議会検討委員会は開催しておりませんが、地域のスポーツ団体の方との事前協議である準備会を9月に開催いたしまして、そこで部活動の地域移行について、協議をいたしました。準備会には町スポーツ協会の会長さん、町スポーツクラブの会長さん、あと西中・東中の校長と教育委員会というメンバーで実施をしております。

そこで、地域のスポーツ団体に、休日の学校部活動の受皿になっていただけないか打診しましたところ、いずれの団体様も受入れは難しいという回答がありま

した。このことを踏まえまして、当面は令和２年度から導入しております部活動指導員制度を充実させることとし、当町の実情に応じた部活動の地域連携に取り組んでいるところであります。

町広報２月号で部活動指導員を募集しましたところ、５人の応募があり、これまでも含めまして、部活動指導員として活動をお願いできる方が８人おられるという状況であります。

石川 治議員 先日新聞記事で、一般社団法人日本部活指導研究協会というところが、全国部活指導者マップを開設したとありました。指導者を必要とする学校や自治体と指導する場を探している個人を結ぶマッチングの支援サービスであります。都道府県別に指導希望者を検索することができ、教えられる専門分野も、運動部・文化部の６９の領域に分かれています。残念ながら、指導者の登録の閲覧をするには、この協会に年会費を払って賛助会員にならないと閲覧ができませんので、私はまだ兵庫県登録者の確認はできておりません。

指導者が見つからないので、地域移行についての話が進まないという思い込みだけで逃げるのではなく、委員会を設置して、いろんな角度からのご意見を参考にされたらまた何か新たなひらめきなどが出てくると思うのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長 教育委員会では部活動の地域移行について協議をいたしました。先ほども申し上げましたとおり、その時点では受入れがちょっと難しいというご回答でしたので、地域連携という方向で、５年度は推移したところであります。

令和６年度では、検討委員会を設けまして、地域のスポーツ団体の方との共通認識を深め、様々な課題を解決しながら、段階的に地域移行を進めたいと考えております。

また、令和６年度に先立ちまして、この３月２８日に大学の有識者、県教委の指導主事を講師にお招きして、スポーツ協会、スポーツクラブ、両中学校長と教育委員会、先生も含めまして、部活動の地域連携と地域移行について、課題の確認を行う予定にしております。

石川 治議員 ありがとうございます。検討委員会の設置までにはや１年が過ぎております。あと２年の間で何とか前向きなご検討をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、通告書の第３に移らせていただきます。満３歳児保育についてであります。

昨年１０月に認定こども園における満３歳児保育の対応について、満３歳を迎えた翌月から、１号認定で預けられる制度の導入を教育委員会をお願いをいたしました。

この話をお聞きしたのは、姫路市からの移住者で、姫路市ではこの制度が以前からあるため、福崎町でも当然制度があるものとして１号認定で預けることを考えられておられたところ、福崎町にはその制度はありませんとのことで相談を受け、学校教育課大塚課長にお話をさせていただきました。課長は年度の中で１号認定を認めると町の負担が増えるため、導入する予定はありませんと、その当時は言われました。

そこで、姫路市の現状を確かめるために、姫路市役所こども支援課で確認をしてきました。民間の認定こども園１０５園中３１園の約３０％の認定こども園において、満３歳児保育対応を導入しておられました。

さきの１２月議会にこの件を質問しようと、サルビアこども園でその後の様子を尋ねたところ、１１月に入ってから急に役場のほうからこの制度を導入するこ

とにしましたという連絡をいただいておりますとのことでした。急遽このように方針が翻ったのは何か理由があったのでしょうか。

学校教育課長 満3歳児保育につきましては、3号認定の2歳児クラスに、満3歳になられた在宅の子どもさんが1号認定として2歳児クラスに在籍されるというのが制度の主な趣旨でございます。正確には満3歳児教育かもしれません。その導入にあたりましては、制度の考え方や運営の仕方などを精査し、慎重に進めなければならないという立場であったと思います。これは公立のこども園におけることを想定しておりましたが、ちょうどその頃に、満3歳児保育を前向きに検討したいという具体的なお話が町内私立園からあり、その運営方法について協議することになったという経緯であると考えております。

石川 治議員 先月の2月の中旬、サルビアこども園でその後の利用状況をお尋ねをしたところ、この制度の試験的導入を令和6年度から導入することとなり、この施行にあたっては姫学こども園も同時に導入することとなったと聞きました。ただしこの制度の導入にあたっては、条件を付されたとのことでした。2号・3号の保育認定定員がいっぱいにならないと、この満3歳児保育対応の1号認定は受け入れられないと言われたとのことでした。

共働きにより、保育を優先する人をまず第一に優先したいとの意向であろうと思われるところではありますが、この制度の導入にあたっては、2号認定、3号認定の保育とは全く切り離して考える制度であると私は認識をしています。この考え方というのは間違っているのでしょうか。

学校教育課長 まずちょっと言葉の整理からさせていただきたいと思います。2号認定は、満3歳以上、3号認定は、満3歳未満の子どもさんで、どちらも保護者の就労または疾病などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どもさんが対象であります。1号認定は、満3歳以上で2号認定以外の子どもさんが対象ということで、以前の幼稚園と同じことになります。

ご質問ですが、2号認定・3号認定と1号認定とは、保育と教育という区分が違いますので、切り離して考えることは間違っていないと思います。ただ町としましては、家庭で必要な保育を受けることが困難な方を優先してお預かりしたいと考えておるところであります。

石川 治議員 この1号認定、教育のほうになるんですけれども、その定員から見ましても、サルビアこども園、姫学こども園ともに、十分空きがある現状であるために、満3歳になった翌月から1号認定として預けたいと言われる保護者があれば集団生活に少しでも早くなじめるよう取り計らっていくのが子育てに優しい福崎町となるのではないのでしょうか。

また、令和6年度に試験的に導入したいというのではなく、6年度から導入しますとなぜ言えないのでしょうか。満3歳児保育対応という、幼児教育にあたるんですけれども、このすばらしい制度を導入するのであるなら、なぜ広く一般に広報をされないのでしょうか、いかがお考えでしょうか。

学校教育課長 満3歳児の教育認定につきまして、私立園が導入をされるにあたり、私立園と協議する中で、事務処理の進め方等について、試行案をお示ししたことはあると思います。令和6年度で試験的に導入ということではなく、正式に導入することではありますが、その運用につきましては、町教育委員会と協議しながら進めていきたいと思いますという趣旨でございました。

ご質問の広報についてですが、満3歳児の教育認定について受入れを行うかどうかは、私立園の運営方針であると考えております。私立園では、それぞれの入園説明会等を通じて広報もされております。福崎町では、私立園でされているこ

とについて広報はしておりませんでした。

石川 治議員 姫路市においても公立のこども園には導入していない現状で、福崎町においても公立こども園まで導入してくださいとは言いませんので、せめて町内の乳幼児を持つご家庭には、何らかの形で十分周知をしていただけるだけの広報に努めていただくようお願いをしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石川治議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、吉高平記議員であります。

質問の項目は

1、小中学校の体育館の設備について

2、防災・減災推進について

3、自然観光資源の開発について

4、農作物に対する獣害対策について

以上、吉高議員。

吉高平記議員 議席番号5番の吉高平記です。議長の許可を得て、一般質問通告書にのっとり質問します。

まず、小中学校の体育館の設備について、特にエアコンの設備推進についてお聞きします。

福崎町の気温は、近年、7月、8月の1日の最高気温が全国ニュースになるほど高温になることは周知のところですが。昨年8月20日には38.9度で、この日の全国最高気温を記録していました。気象庁の統計データでは、1980年頃は最高気温が33度ぐらいでありました。ところが、真夏の気温が昨年度と比較すると、既に6度も違っています。

もはや我々の子どもの時代の体験では比較にならないような状況になっています。運動して、体力をつけて、今後どんどん体をつくっていく若い時期に、根性で我慢しろだけでなく、室内でも熱中症に気をつけて、ケアが必要になってきています。

一方、エアコンの設備は、今年度までには学校の教室で、そして令和6年度の予算では、学校の特別教室や第1体育館のトレーニングルームで計画されていますが、運動をして汗をかき、水分を必要とする学校の体育館はどういうことかについてお尋ねします。

まず、確認の意味で、教室のエアコンの設備設置状況、体育館への設置状況についてお尋ねします。令和6年度の計画を踏まえて、福崎町の二つの中学校、四つの小学校の教室へのエアコンの完備状況はいかがですか。

学校教育課長 小中学校の空調設備につきましては、令和元年度に全ての普通教室に設置し、令和2年度にコロナ禍における夏休みの通常授業実施への対応として、音楽教室など一部の特別教室に設置をいたしました。

令和6年度で、令和5年度から繰り越して行う特別教室等空調設備設置事業が完了すれば、全ての小中学校の教室への空調設備の設置が完了いたします。

吉高平記議員 先ほどの質問議員の内容とかぶるところがあるんですが、教室以外、各学校の体育館及び町の体育館へのエアコンの完備状況はいかがですか。

学校教育課長 小中学校の体育館には空調設備の設置はできておりません。

社会教育課長 第1体育館におきましては、令和5年度に更衣室にエアコンは設置しております。

吉高平記議員 次に、実際に使っておられる学校等からの要望、生徒からの要望等についてお聞きします。

特に体育館のエアコンの設備への要望状況は、福崎の二つの中学校、四つの小学校からはどうですか。

学校教育課長 小中学校では、通常の授業や卒業式等の行事、講演会などの教育活動における要望に加えまして、中学校では部活動ではほぼ毎日使用しておりますので、生徒たちの心身の安全面からも早期の空調設備設置の要望があります。特に卓球部は、窓を開けると球が風の影響を受けるので窓も開けにくい状況で、かつ2階フロアを使用しておりますので、夏場には高温となり、熱中症のリスクが高くなるなど、空調設備の設置を希望する声は聞いております。

吉高平記議員 小学校のほうはいかがですか。

学校教育課長 小学校におきましても通常の授業で使っておりますし、先ほど申し上げた式典等でも使いますので、その声はあります。

吉高平記議員 ちなみにほかの市町村での体育館のエアコン完備状況について、お聞きします。多可町のある議員から、体育館へのエアコンの設備を配置しましたよということを知っていますが、ほかの近隣の市町村の配置状況、あるいは、既に計画が上がって近々するよというような計画の有無はいかがですか。

学校教育課長 県下の状況ではありますが、令和5年11月1日現在、兵庫県内の公立学校の体育館の空調設備の整備状況は、小学校で27.6%、中学校で33.2%、全体で29.4%となっております。全ての体育館に整備済みの自治体は、県内では朝来市のみと聞いております。

近隣市町の設置状況につきましては、姫路市では、令和6年度から8年度にかけて全校に整備する予定。加西市、市川町、神河町では、具体的な整備計画はまだないが、整備する方向で検討中とのことであります。

吉高平記議員 先ほどのご答弁の内容も踏まえまして、福崎町の今後の方針についてお聞きします。令和6年度には予算に計上されていませんが、これから2年、3年先には計画をされる予定なのか、いかがでしょうか。

学校教育課長 小中学校の体育館空調設備につきましては、熱中症対策など、児童生徒及び教職員の体調管理に配慮することが重要であり、児童生徒が体育館の授業や部活動で使用するほか、災害発生時において、避難所としても利用される施設ですので、空調設備の必要性は認識をしております。

それらを踏まえまして、令和6年度に計画の一部を見直し予定としております学校施設等長寿命化計画の中で検討していきたいと考えております。

吉高平記議員 これも先ほどの質問議員の内容と一部かぶるかもしれませんが、かなりの投資が要るかと思うんですが、その投資の元の資金はどのように調達される予定でしょうか。

学校教育課長 いわゆる財源につきましても、各種補助事業の活用、文部科学省の交付金事業、または総務省の緊急防災・減災事業債の活用など、このあたりも財政部局と検討して進めたいと考えております。

吉高平記議員 ぜひ前向きに進めていただけるようお願いいたします。

次の質問です。防災・減災の推進についてお尋ねします。

今年は、元旦に能登半島の地震が発生しまして、いまだに余震が続く中、ライフラインが寸断されたところもあり、全国から避難所、被災者に支援の手が差し伸べられています。

福崎町からも要請に応じて役場の職員が交代で行かれました。その体験が福崎町での防災・減災活動にフィードバックされていくことを期待しています。

また震災で道路が寸断された地域へドローンで物資運搬が機能しているとの情報を目にすると、ドローンは、スマート農業での活用だけでなく、震災対策とし

ても有効で、将来福崎町でドローン一式と操縦者確保も課題になってくるのかもしれないと思っております。

そこで質問なのですが、避難所の訓練の推進についてです。

高岡地区で昨年実施しました。これからより一層規模を拡大して、継続的に実施する必要があるかと思っています。昨年度は初めてのことであり、参加者も田口・板坂・桜・長野4地区で、15名以内に参加者を絞って、計60人余り、あと、防災士、それから町の職員さんを入れて実施しました。

公の助け、公助から、自ら助ける自助へ推進するためにも、繰り返し、そして、より多くの住民が参加して、経験して体に覚え込ませていくことが必要と思うのですが、今年も引き続きサポートを願えないでしょうか。

住民生活課長 災害時におきましては自助の推進についても非常に大切なことだと認識をしております。昨年行いました高岡地区での避難所運営訓練では、地区の各団体の役員の方に絞って参加していただきましたが、多くの住民の方に参加していただき、さらなる自助・共助に向けて引き続き訓練を実施していただきたいと考えておりますので、行政としてはサポート役として携わっていきたいと考えております。

吉高平記議員 よろしく申し上げます。

そして、今年からはほかの校区への水平展開について期待しております。校区によっては避難所の立地条件が違ったり、固有の課題があるかとは思いますが、高岡校区で実施した避難所での受付、待機場所の確保、間仕切り、簡易トイレ、段ボールベッド、非常食等は共通して水平展開できるものだと思うのですが、他校区への実施については、今年はいかがですか。

住民生活課長 昨年高岡地区で実施しました避難所運営訓練につきましては、初めての試みで参加者の方を絞っての訓練となりましたが、住民の方にもいろいろと気づきを持ってもらい、よかったかというふうに思っております。

各校区での実施ということで以前から考えておりましたので、また違う校区での実施ということで考えていきたいというふうに思っております。

吉高平記議員 ぜひよろしく申し上げます。福崎町の各校区の住民が1回2回繰り返し体験して、身をもって、実際もし起こったらこういうことをするんだぞという体験が、実際災害が起こったときに役立つということをよく聞きますので、ぜひよろしく申し上げます。

三つ目としましては、ライドシェアということについてお聞きます。

石川県小松市では、3月から能登半島地震で被災した2次避難者の移動の足を確保するために、一般ドライバーが自家用車で有償で客を運ぶ小松市ライドシェアを始めています。自治体が運送主体となる自治体ライドシェアの全国第1号らしいです。今後、舞鶴市も実施予定との新聞記事を目にしました。

一方、国交省が、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いに関するパブリックコメントの実施について」提示しております。

このような動きの中で、また高齢で運転免許証を返納した高齢者の足として、福崎町はライドシェアというものについて研究、調査、検討を始めているのでしょうか。お聞きいたします。

まちづくり課長 現時点でそのような取組についての検討などはまだ行っておりません。しかしながら、この旅客運送事業、こちらの持続的な確保につきましては、全国的な課題ともなっているため、今後、国や県からの情報提供にも注視しながら、必要に応じて検討を進めていきたいというふうに考えております。

吉高平記議員 そういう情報については敏感にアンテナを立てて、他市町に遅れないように、

研究、調査を進めていただきたいと思っております。

次に、自治体の消防団への技能向上への支援についてお聞きします。

運転免許のオートマ限定車のミッション免許取得についての助成についてです。

福崎町の各消防団の消防車のうち、オートマ車とミッション車は何台ずつぐらいになりますか。

住民生活課長 令和５年度に３台の分団の自動車を更新をいたしますが、その３台全てはオートマ車となります。その３台を含めまして、オートマ車につきましては９台、マニュアル車は２３台となっております。

吉高平記議員 現状はミッション車、マニュアル車が圧倒的に多い。ただ傾向的には今年度３台が全部オートマというような状況と答弁がありました。

小型ポンプ付きの積載車の価格は、平成３０年ごろには約４００万円で、地元負担が約２００万円。令和５年度では価格が約６００万円にもなっていることから、昨年４月からに遡り、地元負担が２００万円で変わらないように、町負担を４００万円にされたと聞いています。

分団によっては違いがあるとは思いますが、高いものなので、買換えまで平均何年ぐらい皆さん使用しているものなののでしょうか。

住民生活課長 各分団の使用の年数を見ますと、大体２０年から長ければ３０年ぐらいというような形となっております。

吉高平記議員 最近、５年から１０年程度で、町内に導入の消防車のオートマチック車とミッション車、現在では全部で３２台ということですが、最近の導入傾向としてはやはり、オートマ車が多いのでしょうか。

住民生活課長 先ほども申し上げましたけれども、令和５年度の更新の３台も含めまして１０年間で９分団が更新をされておりまして、そのうちオートマ車は７台、マニュアル車が２台となっております。

吉高平記議員 だんだんオートマ車が増えてきている傾向が町内でも見てとれるみたいです。

最近の若い人で、消防団員の成り手がなかなかなくて、消防団員が高齢化してきており、ようやく入団してきたら、運転免許はオートマ限定で、古いマニュアル車は乗れない。そのため、いざというときでも、当人はオートマ車しか乗れないので運転できないということになっているとよく聞きます。

ちなみに、福崎インター自動車学校によると、最近の受講生は９割以上がオートマ限定の免許コースらしいです。また、オートマ限定の免許者がミッション車に、つまりマニュアル車に免許を切り替えるためのコースの値段を聞きますと、同校卒業生の場合、卒業３年以内なら２万円、３年を超える人は６万円、他校卒業生はいずれも６万円とのことでした。

さて、分団にはオートマ仕様の消防車に買い換えることを強いることなく、貴重な若手を確保し、育成を支援するために、消防団員としてオートマ限定の免許からマニュアル式の消防車に乗るための例えば申請という形で町が承認し、消防車に限定するんですけども、福崎町から切替え受講費用を、例えば全額、あるいは半額、妥当な金額の助成を実現してもらえないのでしょうか。

住民生活課長 現在は消防団の本団幹部に限定をしまして各種援助活動に必要な免許、資格の取得費用の一部の助成を行っておりますが、今、議員言われましたような全分団を対象としては行っていないところではございます。

ご質問のオートマ車の限定解除に係る助成金につきましては、対象となる団員数、それから必要額なども見ながら考えていきたいと思っております。

吉高平記議員 ぜひオートマ限定、消防活動をするという前提を基に、町の援助を実現いただけるようによろしくお願いします。

次の質問に行きます。シェルターの設置についてです。

2月の衆議院予算委員会で、官房長官から、武力攻撃を受けた際に住民らを避難するシェルターの施設について、3月末をめどに整備地域と構造に関する政府の方針をまとめるという考え方が明らかにされています。これは人災で、その意味での防災・減災になりますが、ロシアのウクライナ侵攻、中国の台湾に対する姿勢、尖閣諸島に対する姿勢、北朝鮮の度重なるミサイル実験等、周辺の国々の脅威に対して、ようやくかという発表でした。

福崎町としては、町民の生命、財産を守るために、政府方針が出たら、どのように早期に対応しようとされていますか、お聞きします。

住民生活課長 シェルター施設の整備につきましては、国が整備するのか、また都道府県、市町村での整備となるのか、それから整備地域についてもそうですが、具体的なことについてはまだ分かりませんので、政府の方針を見て、町での設置が必要ということであれば、またその時点で考えていきたいというふうには思っております。

吉高平記議員 このシェルターもライドシェアも、国の方針、あるいは県の方針等々、将来の方針に関わるころなんで、一概にどうこうは言えないことは分かるんですが、そういった情報については、アンテナを鋭くして、機敏に動いていただけるようお願いいたします。

次に、自然観光資源の開発についての質問に移ります。

2年前から倒木、雑木、雑草で荒れた七種山の登山道の整備・清掃の支援をいただきまして、安全・安心に楽しめるように推進してもらっています。おかげで、ハイキングの分野では利用者が日本一らしいアプリで整備の様子をお知らせしたところ、実際に歩かれた何人かのハイカーが、数年前に比べたらはるかに歩きやすく快適になったと、感動のコメントをいただいたりするようになりました。そのほかの利用者から、野外センターにもよくなった、きれいになったとの声が寄せられているようです。

そこでまず、七種山のハイキング道の令和6年度の清掃・整備について、お聞きします。

令和6年度は、3年間で進めてきましたハイキングコースの倒木、雑木、雑草の整備・清掃活動の最終年度になります。1年目は七種山の東コース、2年目は西コースを実施しました。今後は、これらのコースのきれいになったところの状況を維持し、メンテナンスのほかに、ハイキングマップに記載されているコースでまだ手つかずの山頂から南の笠岩を通して小滝へ抜けるコースが残っています。それは福崎町観光協会が発行している七種山登山マップでは、Bポイントのコースです。また、太鼓橋近くの虹ヶ滝周辺に、虹ヶ滝はそんなに水は流れてきてないんですが、周辺の木々が大きくなり過ぎて、太陽の光が通らず、虹が出ない状況になっています。間伐をして、太陽の光を通し、名前の由来どおり、虹が見れるようにしてもらいたく思っています。

そこで質問ですが、令和6年度の具体的な実施計画はどのようなになっていますか、お聞きします。

地域振興課長 楽しくファミリー層がハイキングできるように、整備・清掃事業に取り組んでいます。3年計画の最終年度となりました。東・西コースで取り残したところなど、七種プロジェクトチームのボランティアさんたちと現地確認の上、予算の範囲内で実施していきたいと考えております。また、虹ヶ滝周辺の伐採につきましては、観光協会にも協力をいただき、所有者承諾の上、取り組んでいくこととなります。

吉高平記議員 ぜひここまで整備してきたので、最後の詰めをよろしくお願いいたします。

次に、青少年野外センター周辺の里山の遊歩道のメンテナンスについてお尋ねします。

七種の野外センター周辺の里山は、ずっと以前になぐさの森として、緑の募金事業で遊歩道も整備されたと聞いています。しかし昨年に中腹の遊歩道を歩いてみると、雑木、雑草が生い茂り、歩きにくい状況でした。一部には土砂が崩れ、危険かと思われる箇所もありました。

担当課には連絡したのですが、整備するか、一部は通行止めにするか、何らかの対策の必要があると思っています。来期はもちろん、危険な場所は今期中にも何らかの対応をされたほうがいよい思うのですが、いかがでしょうか。

農林振興課長 情報提供ありがとうございます。質問議員ほかからの情報提供を受けまして、現地調査をしまいいりました。シダや松が群生しており、歩きにくい箇所、土砂が崩れている箇所などを確認しております。

このたびご指摘のあった箇所は、少し勾配のきつい周遊コースで、草刈り等の維持管理を毎年実施はしていない箇所で、そのうち池のほとりから山を登り、階段上のベンチへ向かう周遊コースにつきましては、シダや松等の草刈り等を実施すれば、比較的安全に周遊できると考えられるため、令和6年度からの維持管理範囲に加えようとは考えております。

一方の青少年野外活動センターから北へ山を登り、山の中腹を回る周遊コースにつきましては、道中の勾配がきつく、また土砂崩れ等により歩行者が安全に周遊できないと今は判断しておりますので、七種山・七種槍へ向かうルートと周遊コースとの分岐点から階段上のベンチまでの間を通行止めとすることとしまして、現地に今現在、カラーコーンとバリケードを設置している状況であります。

なお、この通行止めとした範囲につきましては、今後、青少年野外活動センターを管轄する社会教育課や土地を所有する福崎財産区、またそれに加えまして七種プロジェクトチームさんと協議をした上で、整備にかかる費用とその後の効果等を検討の上、方向性を考えていきたいと思っております。

吉高平記議員 早急に対応いただきありがとうございます。今後のことにつきましては、皆さんが喜ぶように、いい方向に向かうことを期待しております。

次の質問です。第6次総合計画での取組についてお伺いします。

七種山尾根の東コース・西コースも放っておけば数年で雑木、雑草が覆ってきます。毎年、数日間でさっと周回しながら作業、メンテナンスをしておれば、ほぼ維持できるかと思われます。第6次総合計画のスパンの5年、10年の間、毎年継続的に七種山エリアの自然観光資源の整備・維持をするという費用の予算化を実現できないものでしょうか、お尋ねします。

地域振興課長 3年間かけてハイキングコースの再生ができましたので、その後の維持につきましては、七種プロジェクトチームのボランティアさんなどに活動をお願いすることとなります。そこで幾らかでも支援できればと考えておるところでございます。

吉高平記議員 ありがとうございます。今後もずっと継続的に訪れる方々も、最近では京阪神だけでなく、西のほうの岡山・山口辺りからも来られているという、車のナンバーを見ますと、そういうナンバーがついてますので、だんだん知られてきてますので、今の状況をぜひ維持できるように、5年、10年維持できるようによろしく検討をお願いします。

次行きます。6次総合計画の中で、自然観光資源として春日山、七種山を整備し、福崎町の住民の生活・経済に貢献できるようにしていきたいと思っています。特に、七種山を中心に左右に七種槍、七種薬師を擁する岩山は、福崎町アルプス

として高く評価されるべきものだと思います。

最近はやりのご当地アルプスでは、既に宣伝されている近くの加西アルプス、播磨アルプス、小野アルプスなどがあるんですが、決して七種は引けを取るものではありません。また、滝から野外センターまでの七種川が流れる町所有の盆地は、キャンプ場やフォレストアドベンチャー、川遊びなど、お客様に喜んでお金を頂けるような観光資源として開発することができると思っております。そこで福崎町として、将来を展望していかがお考えでしょうか。

企画財政課長 第6次総合計画（案）の基本計画第4章の中で、地域資源の発掘・活用として、七種山や春日山に代表される豊かな自然スポットを生かした取組を推進し、知名度の向上と地域の活性化を図るといった方向性を示しておりますので、七種山につきましては、この施策の方向性に沿った事業を検討していくこととなります。なお、令和6年度は、七種山関係では、新規事業として、ホームページの作成及び観光用看板を設置する予算を計上しております。

また、該当の町有地につきましては、アクセス道路が狭小のため、現状ではレジャーとしての開発は難しいかとは思いますが、利活用していただける団体、ボランティアグループなどがあれば、一定条件の下、お貸しできるのではないかと考えております。

吉高平記議員 私ごとでなんですが、山登りとか、いろいろ近畿圏内あるいは四国、九州等を行ってましたら、野外センターから小滝の辺りを抜けるところは狭過ぎるということではなく、有名な、そういった自然観光スポットでもたくさんあれぐらいの道はありますんで、活用の方法とか利用の方法さえ考えれば十分活用できるかと今でも思っております。そのあたりもいろいろ練りながら、今後福崎町の自然観光資源として、経済が潤うように共に検討に参加させていただけたらと思っております。

議長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を1時といたします。



休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分



議長 会議を再開します。

先ほど、松岡議員から早退届が出ておりますので報告しておきます。

吉高平記議員 昼最初の質問は、4番目、農作物に対する獣害対策についてです。

農作物を作っていると、それに来る動物がいるので、田んぼや畑に入らないようにしていくことになります。山林が荒れ、一方、里の農作物がおいしいことを動物が覚えると食べに来ます。栄養価も高いので、子どもがどんどん生まれていきます。その数が増えて、また逆に生きていくために、ますます彼らが田んぼ、畑を荒らすようになってきています。生きているものを駆除するのは、非常に私は心が忍びないのですが、適度な数に減ってくれることを願っています。

そこで質問します。福崎町での獣害の年度推移はどうなっているのでしょうか。兵庫県では、鹿、イノシシ、猿の順で獣害の被害が大きいと聞いています。できれば福崎町のデータがあればいいのですが、被害金額か、捕獲頭数か、最近と過去と比較できるようなデータはありますか。また各々の増加傾向、減少傾向、横ばいなどの推移はどうでしょうか、お尋ねいたします。

農林振興課長 農林振興課では、毎年、農業共済のデータを用いまして、野生鳥獣による農作物被害状況の報告をしております。

最新の令和４年度の状況ですが、イノシシによる被害金額が１１６万２，０００円。鹿による被害金額が１５万３，０００円でした。１０年前、平成２４年度の状況は、イノシシによる被害金額が２４１万１，０００円。鹿による被害金額が７万４，０００円でした。

この農作物被害の状況は、毎年大きく増減をしております。福崎町におきましては、鹿よりもイノシシによる農作物の被害が多く、被害金額は２００万円から６００万円程度で推移をしております。

ただ、令和４年度はイノシシによる被害金額は大きく減少しております。これは集落柵の整備が進んでいる状況に加えまして、豚熱による影響により、イノシシの個体数が大きく減少していることが原因と考えられます。

鹿によります被害金額は、平成２５年度から平成３０年度までは２０万円から５０万円程度で推移をしておりましたが、集落柵等の整備が進んでいることもあり、近年その被害金額は減少傾向となっております。ほかのアライグマとかヌートリアなどにつきましては、共済上でのデータは被害額は発生しておりませんでした。

吉高平記議員 こういったデータはあらかじめ取るという意思を持って取らないとなかなか後からお願いするのは難しいデータかと思えます。

最近、アライグマとかヌートリアも家の近所であるように話も聞いてますんで、また継続的にそういった視点で、ほかの動物についても取れるものならば継続的に取っていただけたらと思っております。

次に、獣害防止柵、電気柵等の自衛のための手段として、町の支援・助成の実績、過去５年間の平均でもいいんですが、それと、それぞれのメリット・デメリットについてお聞きいたします。

農林振興課長 地元自治会からの要望を受けまして、町が防護柵を購入し、地元自治会に設置していただいております鳥獣被害防止総合対策事業について、ご回答いたします。

令和５年度の整備延長は７３５メートルで、事業費は１４２万８，０００円、うち、国・県・町の補助金は１４０万９，０００円でありました。

令和元年度から令和５年度までの間では、総延長９，２９８メートル、総事業費１，７３０万１，０００円、うち補助金は１，６３７万５，０００円で、平均しますと、年間事業費３４６万円、年間の補助金額は３２７万５，０００円となっております。

このデメリットと申しますと、柵は物理的なもので、長所としては、物理的に防止するために丈夫なものがなくて確実に効果が出るということがございます。あとは、作る作物の単価が安い割に価格が高いというのがデメリットになろうかと思えます。

吉高平記議員 電気柵につきましては、なかなか助成も少なくて、昨年度はスマート農業ということで、自治会等に対してソーラー式が認めていただいて結構ありがたかったんですが、ソーラー式はそんなに寿命は長くないというようなところもありまして、それぞれの自衛策も長所・短所があるのかなと思ってます。できるだけ個々に獣害防止柵をする場合は、電気柵のほうが小回りが利いていいのかなとは思ってますが、そのあたりもいろいろ難しいところはあることを承知してます。

助成がある獣害防止柵のほうなんですけど、電気柵の代わりに田んぼのあぜに設置することはできないと以前聞いたような気がするんですが、そういう制限は実際にあるんでしょうか。

農林振興課長 この鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、福崎町としましては、まずは被害集落の全体が受益範囲となり、投資効果が最も高いと思われる集落柵を整備

することとしております。そのため、集落全体を守る柵として設置する目的であれば、それが農地の畦畔であっても設置は可能でございます。しかしながら、特定の農地等を守るための電気柵等につきましては、福崎町としては現在のところ、この総合対策事業の対象外としているところでございます。

吉高平記議員 獣害の被害の頻度とか多さで、そのあたりも検討いただく価値はあるかと思うんですが、傾向的に若干減ってきているということなんで、今のまま続くのかなとは思ってます。場所によって、なかなか囲いにくい、集落として全部ぐるっと囲えないような地域は、どうしても今のままならば、個々の田んぼを囲いたいというようなニーズも出てくるかと思うんで、なかなか今の集落防止柵として、集落全体を囲うというのが、生かせるところと、生かせないところがあって、実際、電気柵で細かく区切って対応しないといけないというようなところもあり、なかなかその面では、いつまでもスマート農業対策支援というような助成も少ないんで、結構そういう獣害対策だけの投資が、実際に農業をする場合、発生してきたりしてるんで、また、資金の問題もありますけど、そのあたり柔軟に対応できるように検討いただけたらうれしいかなとは思っております。

次の質問に行きます。鉄砲、わな等の、今度は逆に積極的な駆除の取組について、町の支援・助成の実績についてお聞きします。

狩猟者と捕獲数の推移について、直近は、令和5年が無理ならば、令和4年で結構なんですが、データがあれば教えてください。

農林振興課長 狩猟免許には、主に鳥類を捕獲するための網猟免許、主に獣類を捕獲するためのわな猟免許、火薬による散弾銃やライフル、空気銃及び圧縮ガス銃を使用するための第1種銃猟免許、空気銃及び圧縮ガス銃のみの免許であります第2種銃猟免許の4種類がございます。

また、わな猟免許には、法定猟具でありますわな、くくりわな、箱わな、囲いわな、箱落としの免許で、ここではその種類ごとの免許有資格者数のデータがございませんので、わな猟資格一本でお答えさせていただきます。

兵庫県林業統計によりますと、姫路農林事務所の管内、姫路市・福崎町・市川町・神河町の令和5年度の狩猟免許の有資格者数は、わな猟490人、第1種銃猟318人、第2種銃猟12人です。10年前の平成25年度の有資格者数は、わな猟279人、第1種銃猟346人、第2種銃猟7人です。10年間でわな猟一狩猟免許所持件数は大きく増え、銃猟の免許所持件数は若干減っているといった状況であります。

福崎町の猟友会におかれましては、令和5年度の狩猟免許の有資格者数は、わな猟20人、第1種銃猟12人です。10年前の平成25年は、わな猟9人、第1種銃猟20人です。10年間でわな猟一狩猟免許所持件数は大きく、わな猟のほうは大きく増えておりますが、銃猟の免許所持件数は大きく減っているといった状況であります。

吉高平記議員 人数はそういうこととしてあまりわなが増えて、鉄砲はあまり変わってないというところなんですが、もしデータがあればですが、平均年齢から鉄砲とかわな猟は大きく特色があるんでしょうか。なければ結構です、また後でいかがですかね。

農林振興課長 ちょっと資料は持ち合わせておりませんので、また下のほうでご報告したいと思います。

議長 後に議会のほうで提出をお願いいたします。

農林振興課長 はい。

吉高平記議員 だんだん鉄砲を持ってる人が高齢化してきているということをお聞きするので、

ちょっと追加で質問してみました。すみません、また後でデータお願いします。

次に、駆除した獣害に対する1頭あたりの報酬についてお聞きします。まず、狩猟期での鹿、イノシシの報酬というのは、どのようになっていますか。

農林振興課長 狩猟期の鹿捕獲につきましては、兵庫県が狩猟期シカ捕獲拡大事業を実施しておりますので、この事業の要件に合った鹿の捕獲頭数に対しましては、兵庫県から捕獲者に対して1頭あたり7,000円が支払われております。捕獲方法については銃猟、わな猟は問いません。

一方、イノシシのほうですが、該当の事業がありませんので、捕獲に対する報酬は今のところありません。

吉高平記議員 一方、禁猟期でも夕方の無線放送で、明日どここの地区の駆除しますよって連絡がありましたが、その場合、イノシシ、鹿1頭あたりの報酬というのは狩猟期と同じでしょうか、それとも違うのでしょうか。

農林振興課長 町の有害捕獲につきましては、銃による鹿捕獲は成獣1頭あたり2万4,000円、わなによります鹿の捕獲は成獣1頭あたり8,000円、幼獣は1頭あたり1,000円を支払っております。

イノシシの捕獲につきましては、銃猟、わな猟を問わず、成獣1頭あたり8,000円、幼獣1頭あたり1,000円を支払っております。

吉高平記議員 今、わなで駆除できるわなの免許を持っている人は非常に多くなってきてるんですが、禁猟時期ではくくりわなは設置していないというようなことを聞いていますが、何か理由があるのでしょうか。

農林振興課長 狩猟期間中におけるわな捕獲につきましては、くくりわなによる捕獲頭数のほうが多いということにつきましてはそのとおりであると思っております。しかしながら、安全性を鑑みて、有害捕獲でのくくりわなの使用は町としては推奨はしていません。

狩猟期間中に猟師が捕獲する際には、主に山中で捕獲活動を行います。しかしながら、有害捕獲で捕獲する際には、農地に被害を与える個体を捕獲するという目的のため、比較的農地に近い場所で捕獲活動が行われることになります。必然的に、町民がわなの付近に立ち寄る可能性も高くなります。箱わなの場合は一見してそこにわながあることが確認でき、また、鹿、イノシシが中に入っている、箱わなが壊れない限り出てくることはございません。しかしながら、くくりわなの場合、わなにかかっているかどうか、わなにかかっている、その行動範囲など、町民が一見して判断することは困難であります。そのため、安易に近寄ってしまうと大きな危険が伴うこともありますので、これらの理由でくくりわなを主体とした捕獲活動は推奨はしていないところでございます。

吉高平記議員 そういった安全性を確保できれば、くくりわなで狩猟も禁猟期で実施することは可能なものなんでしょうか。そういう工夫の仕方、安全性確保という面から質問いたします。

農林振興課長 農林振興課のほうでこうしてください、こういう安全なことをすればそうされてもいいですよというようなことでは言いませぬけども、猟友会さんのほうで周知も含めて安全性が確保できるのであれば、それは別にさせていただいても結構だと思っております。

吉高平記議員 夏場でも結構農作物を荒らしに来てますんで、生きるために食べに来てるとは思うんですが、そのあたり農家としてはかなり困っている状況でもあって、できるだけ、協力できる範囲では、各自治会もされると思うんですが、安全性が確保できれば、ある程度の駆除は継続していただきたいなとは思っております。またそのあたりは猟友会さんの工夫と、いろいろ活動を期待したいところです。

最後ですが、今後の獣害対策への助成方針としまして、全国的には鹿、イノシシの獣害の拡大は問題となっています。また福崎町では、まだ具体的なデータはいただいてないんですが、捕獲者の年齢が高齢化して、なかなか活発に狩猟ができない。特に鉄砲関係の人は、そういう傾向があるとは聞いております。そのあたりを踏まえまして、福崎町では、こういった獣害の増減傾向、あるいは駆除する人、手段の増減傾向を見て、どのような問題意識を持っておられるのでしょうか。お聞きします。

農林振興課長 猟友会におかれましては高齢化が進んでいるという問題意識はございますが、駆除する人、手段の増減傾向につきましては、特段、問題意識は持っておりません。

吉高平記議員 そうしますと、今後も今までどおりで頑張ってくださいような感じで猟友会さん、あるいは各農家さんの現状の対策を推奨されるというようなスタンスであると考えてよろしいのでしょうか。

農林振興課長 農林振興課でも、この獣害対策を望む声は多く聞いております。

農林水産省が行っています全国的な個体数の推定結果では、鹿は平成26年度の263万頭をピークにだんだん減少し、令和3年度になりますが、222万頭と減少傾向、イノシシは平成22年度の145万頭から、令和3年度72万頭と大きく減少している状況であります。

農林水産省では、鹿については、令和10年度までに110万頭程度に半減させる。イノシシにつきましては、60万頭の目標を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を維持するとしております。

これまでの課長さんも、獣害対策の基本をいろいろ言われていると思いますが、この基本というのが国・県が行っていますこの個体群管理、それと地域で行う進入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本と言われております。まずは地域で行う進入防止対策、これは柵の設置、追い払いによる被害防除です。それと、生息環境管理、これは刈り払いによる餌場・隠れ場の管理、緩衝帯の整備などがこれにあたります。

まずは、集落、地域においてこれらの環境を創る、またそれを維持していくことが大事だと思います。柵等を設置したとしても、適切に維持管理ができていないとイノシシ、鹿はどこからでも侵入してきますので、幾ら捕獲活動が続けて頑張っても、効率的に被害を軽減することはできません。

町では、これまでどおり、その環境をつくる支援としまして、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用した集落柵の設置を継続していくとともに、集落柵を設置しても、なお侵入してきますイノシシ、鹿などから農地を守るため、猟友会と連携しまして、有害捕獲についても引き続き継続して行っています。

同時に、猟友会の担い手が増えることを願いまして、狩猟免許を取得する際に、その費用の一部を補助する補助制度も創設しておりますので、これもアピールしつつ、継続していきたいと考えております。

それと、兵庫県の緑税事業を活用しまして、山裾の見通しをよくする獣が隠れる場所を減らし、侵入してきにくくするバッファゾーン整備についても事業が実施できる場所があれば、要望に応じて推進していきたいと考えております。

吉高平記議員 相手が動物なので、命をかけて食べに来てるんで、そのあたり継続的な対策、助成を今後ともよろしく願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

次、5番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。

質問の項目は

- 1、土地改良区施設について
- 2、学校施設の遊具について
- 3、町消防団施設充実について

以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 2番、竹本繁夫です。通告により、議長の許可を得、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、土地改良区施設についてということでよろしくお願ひしたいと思ひいます。

まずご存じのように土地改良区というそのもの自身は、土地改良法、昭和24年6月6日に基づいて設立された法人となっております。福崎町においてもほ場整備事業に伴い、土地改良区が設立され、そういった事業を推進されておられると思ひいます。

ほ場整備に限っては、換地業務等、事業はそれぞれの地権者に戻りましたら、設立が解散されるというのを思ひておりますけれども、私がこれからそのうちの一つの土地改良区であります西光寺野土地改良区、今現在事務所は播但道のね、南ランプのところに、降り口のところに事務所はあります。

文化遺産的なことは、これは平成5年12月に世界文化遺産、これは国宝姫路城史跡が建造物として登録されていることは皆さんもご存じのように、知っておられると思ひいます。私自身も、こういった名称すら知らなかったわけなんですけれども、こういう世界かんがい施設遺産ということの言葉から、私は、聞くのが、今年になってから聞くようなことになりました。当局といたしまして、こういうふうな名称をご存じだったんでしょうか。

農林振興課長 かんがい排水に係る科学的・技術的知見により、食料や繊維の供給を世界規模で強化することを目的としまして、1950年に設立された自発的営利・非政府国際機関であります国際かんがい排水委員会が、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するため、歴史的なかんがい施設を認定し登録したものを、世界かんがい施設遺産と申ひいます。

私もこの2月の中旬頃、姫路土地改良センターの所長さんからそのことをお聞きしまして、初めて知った次第であります。

竹本繁夫議員 どうも説明ありがとうございます。本当にこの名称すら私も知らなかつて、こういう施設の世界遺産というものがあるんだなと。また、福崎町においても、これからこういうものを取り組んでいただいたらどうかなという思ひで質問させていただいております。

まず西光寺野疎水路は本当に歴史があり、市川町、福崎町、姫路市に流れていくかんがい水路であります。その面積そのもの自身も、今では200町ぐらいなんですけれども、当時は本当に実際、長く話になってしまうので、その歴史に行つておりましたら、一般質問する時間がなくなるぐらいなんですけれども簡単に言ひましたら、大正3年の3月31日に完了し、同年の4月20日に竣工式で、事業費そのもの自身も41万1,550円という事業費で完成を見ることができております。実際、今のお金にいたしましたら分かりませんが、大体100億と言ひられております。そのような大きな事業で、トンネル工事から取水口のところから引張つてきて延長も8キロ、10キロ未満ですけれども、そのような大きな事業をやられてます。実際、建設から100年経過しておりますので、実際開墾地のほうにかんがいするために本当に耕地整理、すごく農業に貢献してきたもの、そういったトンネル工法から、陸橋いうんですか、そういったものをするることによつて、すごく卓越した技術、土木技術ですね、そういったものが残つて

おります。今現在もそういったところが石積み、そういったところが見受けられます。そういう価値が歴史的、技術的、社会的価値のあるかんがい施設だと。そのような大事な施設でありますけれども、今、言いましたように、もう100年から時間が経過しております。昔造ったものでございますんで、コンクリートもすごく傷んでおります。そういう中で、今後こういった施設を本当に維持して維持管理していくには、通常維持管理していくには本当に事業費が大変であると、そのように思うわけなんですけども、そういうふうな施設を少しでも土地改良事業の中でいろいろ事業を考えていただく中で、増額的な補助事業というものを考えていただけることはできませんでしょうか。

農林振興課長　今言われましたそのような歴史的な資産を大事にすることはごもっともだと思います。

西光寺野疎水路関連遺産としましては、2009年の2月には経済産業省の近代化産業遺産、西光寺野台地ため池群は、2010年の3月には農林水産省のため池百選にも選定をされております。

歴史的なこの資産ということで補助金のことなんですけども、補助金につきましては、この土地改良区では、平成16年度から土地改良区の運営や土地改良施設の維持等の合理化を検討するための土地改良区合理化検討委員会を設立しております。そこで継続した協議や検討を進めておりまして、その委員会には、土地改良区の理事さんをはじめ、姫路土地改良センター、姫路市、福崎町、兵庫県土地改良事業団体連合会の職員で構成をされております。

さっき言いました遺産であるからということで選定された資産で増額があるとか、採択がしやすくなるといったことは、ほぼ関係ないようですので、この運営されている今の現組織で補助金のメニューについても詳しく知っている方がたくさんおられますので、その辺は事業メニューを選択の上、みんなで協力しながら考えてやっていけるものと思っております。

竹本繁夫議員　こういった施設を本当に維持管理していくという中で、今課長のほうから答弁がありましたように、合理化検討委員会の中でも、今後、そういった話し合い、またこれにも県そして土地改良連合会、先ほども言われましたように、姫路市、また福崎町のほうにも、会議に出ていただく中でいろいろと検討していただきたいなとそうに思います。

次に、西光寺野土地改良区がまた同時期でございますけれども、ため池・疎水路整備事業協議会というものを昨年の10月の27日にそういった要綱を定めて長池周辺整備計画推進協議会の設置を推進されておられます。先ほども言いました、この長池周辺でございますんで、姫路市、福崎町、県土地改良センター、各周辺自治会、先日は学校長の皆さんもオブザーバーの役員となっただき、長池周辺整備を目的に事業を行うとされておられます。これまでも、西光寺野土地改良区に、先ほどもありました県の土地改良センター、また福崎町、姫路市、そういった方も入ってもらう中で、こういう事業がやはり大きいんでございますんで、指導だけじゃなくて、補助、いろんな補助メニューがこういった中であるみたいでございます。私もまだどういった補助が適切かどうか分かりませんが、そういう中でいい補助メニューがあり、この疎水路の長池の周辺整備事業ができればいいのかなとそうに思っております。

ただ、長池そのもの自身は、先ほども姫路市のエリアも入っておる関係で、いろいろ補助率の問題になってきたときに、国の補助、県の補助、市町村の補助、そしてあと土地改良区、自治会がそれぞれ負担割合を持つ場合に、いろいろ福崎町と姫路市の面積按分なるのか、ちょっとその辺も分かりませんが、そう

いった中で事業があると思います。このような公共性が高い事業に対して、考えていける、そういう大きな事業に対して、もちろん国の補助をもらっての話ですけれども、そういった中で、負担割合的なことを今、いきなり聞かしていただくのはちょっと酷かも分かりませんが、そういった大きな事業に対して、一つの例としまして、水利施設等保全高度化事業というものがあるわけなんですけれども、これは国が50%で県が31%、市町が13%、であと残りの改良区が6%と、そういう負担割合を一応事業的にはあるみたいなんですけれども、そういった市町村の13%の負担割合を姫路市と福崎町がどういった割合で考えていけるのか。補助率的なものなんですけれどもちょっとお聞かせ願えたら。

農林振興課長 具体的にはまだ検討にも何も入っておりませんが、市町のその割合というのは、多分、受益の、農地ですね、その面積割合になるかと思いますので、それは姫路市と協議しつつ考えていくことになるかと思います。

竹本繁夫議員 実際事業そのもの自身も採択されておられませんので、どういった事業が採択、そのメニューのね、なるのか、いろいろ検討した中で、国が何ぼ、県が何ぼ、また市町村が何ぼと、いう事業が採択されれば、そういう中で、福崎町のほうにもお世話いただくことになると思うんで、よろしく。また補助をもらうための指導いうんですか、助言、特に農林振興課長さんにはお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、学校施設の遊具についてでございます。

学校施設そのもの自身はやはり子どもたちの遊びの場でございますので、健康づくり、そういったことに欠かせません。小学校だけじゃなくて、本当に幼児の、幼児園のほうにもそういった遊具があると思います。その遊具の数を教えていただければありがたいかなと思います。

学校教育課長 小学校の運動場に設置している遊具の数は、福崎小学校8基、高岡小学校9基、田原小学校10基、八千種小学校10基、合計37基であります。

幼児園の園庭に設置しております遊具の数は、田原幼児園14基、八千草幼児園16基、福崎幼児園16基、高岡幼児園7基、合計53基です。

竹本繁夫議員 私も先日、各小学校、そして幼児園のほうを見ていきました。数そのもの自身は数えなかったんですけども、今、数を聞かせていただく中では、たくさんの遊具があるなとそういうふうに思います。でも、本当に授業が休憩の時間ですね、感覚にしたら本当に外へ出て、子どもたちはよく遊んでる姿を見て、本当に私自身は遊具の大切さはすごく思います。

そういうふうに子どもたちが遊ぶ中でも、やはり遊具でございます。事故があっては行けませんので、遊具の点検をされておられると思います。先ほど報告がありました遊具の数に対して、点検をどうされておるのかお聞かせ願いたいと思います。

学校教育課長 小学校で、この令和5年度に専門業者に委託しまして、福崎小学校、高岡小学校並びに田原小学校の遊具を点検いたしました。3校で27基の遊具があり、その判定結果は、A判定がゼロ、B判定1、C判定25、D判定1であります。点検の結果を踏まえまして、福崎小学校のブランコ修繕を現在行っているところであります。令和6年度に残り八千種小学校の点検をする予定としております。

竹本繁夫議員 先ほど、A判定ゼロというのはどういったものか。

C判定で25という答弁いただいたんですけども、そのC判定で25というのは、どういった内容なのか、併せて教えていただきたいと思います。

学校教育課長 A判定は健全であるという状態です。B判定は軽微な異常がある。C判定は異常があり、修繕または対策が必要。D判定は危険が高く、緊急修繕または使用停

止ということになっております。

竹本繁夫議員 AとBが少ないのがちょっと残念でございますけども、物でございますんで、年数がたてば老朽が進んでいく、これはもう当たり前のことでございます。

ここでお尋ねしたいと思います。田原小学校のアスレチックについてお尋ねします。

田原小学校も、どういったらいいんですかね。先ほど私、各小学校のほうへ見に行かしてもらったら、田原小学校の遊具があるところはすごく木々の中で、本当に遊具らしいそういった施設であるなど。子どもたちも遊ぶ、そこで遊んでる姿がすごく私は元気になる、本当にそういうものであるなというふうに思います。

そこで、後の質問でまた聞きますけれども、中学校はないということで、小学校の年間、6年度の維持管理及び修繕の予算の費用について、幾らほど予算を計上されておられるんですか。というのは、修繕では全体でしか見えませんので、この費用だけの修繕費用を教えてくださいたいと思います。

学校教育課長 申し訳ございません。小学校全体の費用は今、手元持っておりません。

竹本繁夫議員 全体でなくて、田原小学校は分かりますか。

学校教育課長 田原小学校における修繕費につきましては、特にこのアスレチックに関してということでお答えいたしますと、特にアスレチックだけに限定した修繕費ということではなく、平成29年度以降、10万円から30万円程度をかけて修繕をしてきております。ただ令和元年度におきましては、特に鎖部分の接合部で鎖、金属部分、鎖などの金属部分、網で登っていくような部分などにつきまして、120万円をかけて修繕をしております。

竹本繁夫議員 どうもありがとうございます。先ほどもC判定が25という数でございますんで、これはもう全体の小学校の中で、修繕費というのは、もう少し町のほうにも予算を配分してほしいなど。そういうことが子どもたちの健康増進につながってくる。本当にそういう思いでございます。

先ほどもちょっと話に触れさせていただいた田原小学校の今ある遊具のところが本当に昭和56年に名前も「冒険遊びの森」として最初は建設されて、その当時の役員さんがボランティアで自分たちがその労力をして、木々のものをされて、組み合わせて造っていくという最初の思いがあったそうです。でもやはり新しく遊具ができる中で、平成7年にPTAの役員さんが頑張られて募金を集めて、今の遊具を造られて、実際六百何万ぐらいの金額を集められたそうでございます。それも30年経過しておりますので、老朽化が激しい。それで危険性が高い。そういうような中で、多分D判定になったんであろうと思うんですけども、その遊具の登り口とか、そういったところにテープが、実際けがをされたらね、遊具遊んでおって、その遊具から何か切れて、何か当たって、子どもたちに影響があったら困りますんで、そういった中で使えない状態をされている遊具があるわけなんですけども、その遊具の数は掌握されておられますか。

学校教育課長 令和5年度の点検におきましてD判定が出たのがこの田原小学校のフィールドアスレチックでございます。フィールドアスレチックですので、いろんなパーツの点検もする中で、1か所D判定があったので、この総合判定というところでDという結果が出ております。パーツパーツでずっと見ていきますと、BやCが混在はしておるんですけど1か所D判定ということで、現在いわゆる全体という西側部分を使用禁止にしております。東側のジャングルジムとか、丸太渡りなどで構成されている東側部分につきましては、比較的大丈夫ということで一部使える状態という形となっております。

竹本繁夫議員 そういう中で、先ほども質問させていただく中では、やはり子どもたちのため

に、この修繕費を多く予算化していただき、直していただきたいなと思います。そういう中でどうしても子どもたちの話で、昔はターザンロープ、乗ってずっと行って帰ってくる、今、図書館のところで複合の施設で、遊具が昨年からできてますよね。そういったものが田原小学校にもあったそうです。それもちょうと危なかったいうことでなくなったみたいですが、そういう中で聞いてます。お母さん方が少し話した中で、前にも遊具の話を一般質問でさせていただきました。できるだけ上にも下にも、川を挟んでの話ですが、そういう中で一つずつあればいいのになという、そういう要望も話さしていただいた中で、当局のほうからは、福崎町はコンパクトである。だから、ちょっとそういうふうな回答をいただいたわけなんですけども、現実、子どもたちは、大きな、そのお母さん方ね、5・6年生なれば自転車でも行けるけども、やはり小さい子どもは、なかなか橋渡ってまで行けとはちょっと言えないと。そういう中で、本当にこういった遊具を、老朽化で危険な、危ないというのは分かるけども、あるものを少しでも直して、できるだけ使えるような状態にしてやってほしいという要望がやはり強くあるのは聞こえてきました。

学校長さんはね、ちょっと話す機会があったときにちょっと話したら、町のほうにはね、いろいろと補助してもらってますんで、無理は言えないんですいうて、ちょっとそういう声がありました。実際、そんなん当たり前違うんですか。いやあ、この間まで、学校の中の水洗トイレもしてもらい、空調もしてもらい、そういう電子黒板もし、また今年は外のトイレも水洗化してもらってますいうて言われてました。私にしたら、それは当たり前のことであるんですけども、子どもたちが遊ぶことに対して、もう少し考えてほしいなと。ちょっと言葉はきついですけども、ちょっとそういうふうには話はしたわけなんですけども、先ほどからもね、私どもの議員のほうからも話がありましたように、やはり体育館施設もいろいろ避難場所にもなるし、またそういった運動施設でありますんで、すごく最近異常気象が高いために、本当にスポーツする子らにとったら暑いなど、それも分かります。でも、外で一生懸命遊ぶ場をやはり取り上げないでほしいなという思いもありますんで、どれを甲乙つけるのは私はちょっとできませんので、こういった要望もあるということだけご承知をしていただきたいと思います。

最後に、こういった修繕に係る気持ち、ちょっと町長のほうから、強い気持ちで答弁をお願いしたいと思います。

町 長 学校の公園、学校の公園施設というてええんですかね。遊具の施設を整備をいうことでございますが、学校ごとにですね、必要な要望を出していただいて、その中で精査をさせていただく中で、必要な修繕には予算をつけていると、こういった状況でございます。計画的にさせていただいているという状況でございます。それから公園のことがございまして、町内で考えてほしいということはたしか前の議会でも申し上げたそのとおりなんですけども、実は今年ですね、辻川山公園に予算、地域からも要望がございまして、予算を6年度でつけておりますので、そんな大きなものではありませんが、遊具というんですか、公園整備、小さな公園整備になりますけども、させていただく予定となっておりますので、報告をさせていただきます。

竹本繁夫議員 町長からはもう少し強い気持ちで、もっとこうやるぞという声が欲しかったんですけども、今辻川山でちょっとあるんだからという声もある中で、でも本当にね、田原小学校だけに限って言うたら本当に遊具のアスレチックのすごくいいものがあります。そういうようなものを本当に遊び時間にすごく遊んでおるというのは、見たときに、本当に有効によく使っておるなというのを感じましたので、本当に

今町長が言われましたように、必要な、計画的ですね、何でも要望があったからつけるのではなくて、そういった要望が出ていった中で、町のほうとしては、これだけはする。でもこれだけはできない。できるものはこれとこれを使ってくれと。でも全部はできないけれども、そういうものを計画的にし、より子どもたちの安全のために取り除くものは取り除かなければなりませんけれども、ちょっとそういうものも含めて、辻川山の遊具等見さしてもらいながら、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後の質問でございます。ちょっと声がかれましたんでちょっと水を。あまりしゃべってないんですけども、ちょっと喉のほう弱いんで、申し訳ありません。

次、最後の質問でございますけども、これは12月末に町の消防団から要望があったと私は聞いております。そういう中で、消防団からの要望についてお尋ねしたいと思います。

まず、町の消防団からこういう要望書を受けたときに、町としてはその要望書を回答されたのか、そして、文面で返答されたのか、ちょっとその辺をお聞かせ願ひたいと思います。

住民生活課長 12月のいつだったか忘れましたが要望を受けております。回答としましては文書ではございません。口頭になります、本団の幹部会の際に回答をさせていただいております。

竹本繁夫議員 文書で要望がありましたら、できることであれば文書で回答してあげてほしいなど。町の消防団がもうそれでいいんだということのあるのに、私があえて言うことでもないかも分かりませんが、やはり公文書で来たならばそういうふうにしてあげてほしいなとちょっとそういうふうに思いました。

次に、緊急車両が、そのときに3台体制が必要、東部、中部、西部というようにあるわけなんですけども、実際この緊急車両についても更新、新しくするときにも、年限を、先ほども各分団の車を、どれぐらいで新規にされておられると言いましたら20年から30年という話も出ておりましたように、結構、20年から30年ぐらい本当に買い換えるときには必要であろうとそういうような中で、順次換えていくにも、計画的なそういうものが要すると思うわけなんですけども、その必要性はどう思われておられるんですか。

住民生活課長 買換えの必要性というところでございますね。こちらのほうにつきましても当然ある程度の年数を見ながら、車両の状況も見ながらということで、できるだけ長く使えるのであれば、そういったものを使っていきたいという思いはございますので、そういったところでは車両の状況を見ながら、更新はかけている状況ではございます。

竹本繁夫議員 それと併せてその3台体制はどう思われますか。

住民生活課長 消防団のほうから、3支部体制で行っておりますので、水防の警戒時につきましては、3台体制としてもらいたいという旨の要望もございました。3台目につきましては有利な財源等あればいいんですけど、財政的にはなかなか難しい状況もございますので、役場の集中管理車を1台本団幹部が使用できるようにすることで、消防団のほうにもその旨お伝えしたところではございます。

竹本繁夫議員 そういう中でも、やはり役場の車も使うことも回答でいただいとるみたいですけども、できるだけそういった事業があれば、できるだけ3台にさせていただき、それぞれの中部、西部、東部というふうに分かれておりますので、使いやすいような形を取ってあげてほしいという気持ちの中で、また検討をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、令和6年度予算で、分団の交付金の増額はどのようになっておるのか教えていただきたいと思います。

住民生活課長 令和6年度予算につきましては、分団交付金関係については年末特別警戒におきます活動交付金、こちらのほう各分団5,000円ずつ増額をした予算としております。

竹本繁夫議員 どうもありがとうございます。少しずつでも、昨年から変わってきたなというところ見受けられたら本当に消防分団のほうも喜んでくれておるのではないかなと思います。

次に、毎年、各支部で非常呼集、これは中継訓練されておられます。そういう中で、聞くところによると、1回だけしか中継訓練では、消防団の消火活動、消火活動の技術の維持ができないために、自分たち自ら自主的にもう1回訓練をされているということを聞いております。その出動手当は無償と聞いておるわけなんですけども、出動手当は私は出すものではないのかなと。やはり訓練でございます。もちろん訓練しておるときにけがとかそういったものは、公務災害の適用になるというのは分かるわけなんですけども、そういった中で、その出動手当も、自ら行っておるにしても、そういったことをしてほしいという思いで述べておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

住民生活課長 11月に行っております非常呼集訓練とは別に、支部主体の訓練としまして7月頃に各支部で中継訓練を実施されております。この訓練につきましては各支部の主体の訓練ということで、以前から出動手当の支給対象とはしておりませんが、別に支部の実践放水の訓練補助金ということで、各支部へ補助金を交付しているところでございます。

竹本繁夫議員 それでは各支部のほうに訓練手当ということで、それは出ておるわけですね。

住民生活課長 手当ということではなしに、そういう放水訓練の補助金という形で補助金を交付しておるということでございます。

竹本繁夫議員 それでは最後の質問でございますけども、福崎町の消防団が現在、持っておる無線機について、お伺ひしたいと思います。

そういう無線機自身は、移動系防災無線のデジタル化いうんですか、そういう中でどのように進んでおるのかお聞かせ願ひしたいと思います。

住民生活課長 今現在使用しております移動系の防災行政の無線、ハンディー機につきましてはアナログの無線機を使用しておりますが、特に今のところ支障はございませんので、デジタル化というところにつきましては、必要性については感じていないところではございます。

竹本繁夫議員 私もね、そういった機械の中ではアナログやデジタルというふうな、そんなに分からないんですけども、電波のそういうところの周波数をできるだけ使える。また飛ばす距離とか、相互の通信なんですけども、そういったところの関係には支障はないわけですか。

住民生活課長 電波の飛ばす距離に関しましてはそんなに変わらないのかなというふうには思っておりますが、デジタルにつきましてはもうきれいに聞こえるという利点はございますが、また一旦ちょっと聞こえない山とか建物があって聞こえないということになりますと、もう全く聞こえない、切れてしまうという状況がございます。アナログにつきましては、それなりに電波が悪い状況でも途切れ途切れでも聞こえたりとかいうような利点もございまして、一長一短かなというところはあるんですけども、この町内でおきましてはアナログでの使用については特に問題はないかなと今のところは思っているところではございます。

竹本繁夫議員 先ほども言いましたように、アナログとデジタルの違いで支障なるようなこと

だけはないように、十二分に検討していただいたらいいかなと思います。今現在支障ないものまでそういった要望はしたくありませんのでよろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。
本日の一般質問はこれにて終了いたします。
以上で、本会議３日目の日程は全て終了しました。
次の定例会４日目は、３月２２日金曜日、午前９時３０分から再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 ２時０８分